

令和 8 年

# さいたま市議会 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

## 目 次

- 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算(第 7 号) )
- 議案第 2 号 令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算(第 8 号)
- 議案第 3 号 令和 7 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 議案第 4 号 令和 7 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 議案第 5 号 令和 7 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第  
3 号)
- 議案第 6 号 令和 7 年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特  
別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 7 号 令和 7 年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補  
正予算(第 2 号)
- 議案第 8 号 令和 7 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会  
計補正予算(第 2 号)
- 議案第 9 号 令和 7 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業  
特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 10 号 令和 7 年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別  
会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 11 号 令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正  
予算(第 3 号)
- 議案第 12 号 令和 7 年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正  
予算(第 2 号)
- 議案第 13 号 令和 7 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特  
別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 14 号 令和 7 年度さいたま市公債管理特別会計補正予算(第 2 号  
)

- 議案第 15 号 令和 7 年度さいたま市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 令和 7 年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 令和 7 年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 18 号 令和 8 年度さいたま市一般会計予算
- 議案第 19 号 令和 8 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 8 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 8 年度さいたま市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 8 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 8 年度さいたま市食肉中央卸売市場及び畜場事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 8 年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 8 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 8 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度さいたま市公債管理特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 8 年度さいたま市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 令和 8 年度さいたま市病院事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 8 年度さいたま市下水道事業会計予算
- （以上の議案は、別冊に掲載されております。）
- 議案第 35 号 さいたま市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

て.....	1
議案第 36 号 さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する 条例の制定について.....	2
議案第 37 号 さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....	7
議案第 38 号 さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....	9
議案第 39 号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する條 例の制定について.....	10
議案第 40 号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例 の制定について.....	31
議案第 41 号 さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例 の制定について.....	32
議案第 42 号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する條 例の制定について.....	34
議案第 43 号 さいたま市ふるさと応援基金条例の制定について.....	36
議案第 44 号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	38
議案第 45 号 さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について.....	39
議案第 46 号 さいたま市立学校屋内プール使用料条例の制定について.....	55
議案第 47 号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について.....	58
議案第 48 号 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務 の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....	60
議案第 49 号 さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例 及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例 の制定について.....	62

議案第 50 号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について·····	6 4
議案第 51 号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について·····	7 0
議案第 52 号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について·····	7 2
議案第 53 号	さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について·····	7 3
議案第 54 号	さいたま市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について·····	7 6
議案第 55 号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について·····	8 9
議案第 56 号	さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について·····	9 6
議案第 57 号	さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について···	1 0 0
議案第 58 号	さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について·····	1 0 2
議案第 59 号	さいたま市いじめ問題救済委員会条例の制定について·····	1 0 3
議案第 60 号	さいたま市農業交流公園条例の制定について·····	1 0 9
議案第 61 号	さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について·····	1 1 6
議案第 62 号	さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について·····	1 1 8
議案第 63 号	さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について·····	1 1 9
議案第 64 号	さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ	

いて.....	123
議案第 65 号 さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築 ）工事請負契約について.....	125
議案第 66 号 さいたま市立谷田小学校（5－1、－2、－3・6・7棟 ）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について.....	126
議案第 67 号 議決事項の一部変更について（沼影公園解体工事請負契約 ）.....	127
議案第 68 号 権利の放棄について.....	128
議案第 69 号 指定管理者の指定について..... (さいたま市農業交流公園)	129
議案第 70 号 包括外部監査契約について.....	130
議案第 71 号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する 同意について.....	131
議案第 72 号 市道路線の認定について.....	137
議案第 73 号 市道路線の廃止について.....	138
議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について.....	153
議案第 75 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について.....	154
議案第 76 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について.....	155
議案第 77 号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	156
議案第 78 号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	157
議案第 79 号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	158
議案第 80 号 農業委員会委員の任命について.....	159
議案第 81 号 農業委員会委員の任命について.....	160
議案第 82 号 農業委員会委員の任命について.....	161
議案第 83 号 農業委員会委員の任命について.....	162
議案第 84 号 農業委員会委員の任命について.....	163
議案第 85 号 農業委員会委員の任命について.....	164
議案第 86 号 農業委員会委員の任命について.....	165
議案第 87 号 農業委員会委員の任命について.....	166

議案第 88 号 農業委員会委員の任命について	167
議案第 89 号 農業委員会委員の任命について	168
議案第 90 号 農業委員会委員の任命について	169
議案第 91 号 農業委員会委員の任命について	170
議案第 92 号 農業委員会委員の任命について	171
議案第 93 号 農業委員会委員の任命について	172
議案第 94 号 農業委員会委員の任命について	173
議案第 95 号 農業委員会委員の任命について	174
議案第 96 号 農業委員会委員の任命について	175
議案第 97 号 農業委員会委員の任命について	176
議案第 98 号 農業委員会委員の任命について	177
議案第 99 号 農業委員会委員の任命について	178
議案第 100 号 農業委員会委員の任命について	179
議案第 101 号 埼玉県公安委員会委員の推薦について	180

## 議案第35号

さいたま市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市公告式条例の一部を改正する条例

さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。 2 [略]	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第36号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の  
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>														
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 [略]</td><td></td></tr><tr><td>2 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	機関	事務	1 [略]		2 [略]		<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 市長</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>2 [略]</td><td></td></tr><tr><td>3 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	機関	事務	1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの	2 [略]		3 [略]	
機関	事務														
1 [略]															
2 [略]															
機関	事務														
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの														
2 [略]															
3 [略]															

<u>3</u>	[略]
<u>4</u>	[略]
<u>5</u>	[略]

4 [略]  
5 [略]  
6 [略]

## 別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報（以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年

## 別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給 <u>若しくは生活保護準用事務</u> に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報（以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第

		法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは市の療育手帳制度に基づく療育手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。)又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。)であって規則で定めるもの		283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは市の療育手帳制度に基づく療育手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。)又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3~23 [略]			3~23 [略]	
24 削除			24 市 長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの
				中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、市営住宅家賃

情報、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、年金給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業情報、保育所費用徴収情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

25～34 [略]

35 市長 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

25～34 [略]

35 市長 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

36・37 [略]

36・37 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第37号

さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例

さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示すること</u>によって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面をさいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）別表に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

## 議案第38号

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>6</u> <u>, 296人</u> イ [略]</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>37人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>15人</u></p> <p>(4) 人事委員会の事務部局の職員 <u>16人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 <u>20人</u></p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>21人</u></p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1, 038人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>1, 502人</u></p> <p>(9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>413人</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>, 980人</u> イ [略]</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>35人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>14人</u></p> <p>(4) 人事委員会の事務部局の職員 <u>13人</u></p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 <u>19人</u></p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>20人</u></p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>977人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>1, 393人</u></p> <p>(9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>384人</u></p> <p>2・3 [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第39号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）  
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料） 第2条 給料は、さいたま市職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第 8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報 酬であって、管理職手当、第一種初任給調整手当、 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身 赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日 勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員 特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手 当を除いたものとする。	（給料） 第2条 給料は、さいたま市職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第 8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報 酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養 手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任 手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務 手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別 勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を 除いたものとする。
（初任給、昇格、昇給等の基準）	（初任給、昇格、昇給等の基準）
第4条 [略]	第4条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 第5項の規定により職員（第9項各号に掲げる 職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給 させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数 は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤 務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料 表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以	7 第5項の規定により職員（第9項の適用を受ける 職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給 させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数 は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤 務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料 表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以

であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給) とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 [略]

9 次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

10～13 [略]

#### (第一種初任給調整手当)

第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額31万800円を超えない範囲内の額を第一種初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、支給期間、支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (扶養手当)

第10条 [略]

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給) とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 [略]

9 55歳を超える職員 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

10～13 [略]

#### (初任給調整手当)

第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額31万800円を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、支給期間、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (扶養手当)

第10条 [略]

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

## 第11条 削除

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」といふ。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定につい

て準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条 職員には、地域手当を支給する。

2・3 [略]

(地域手当)

第12条 地域手当は、人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2・3 [略]

4 第1項の人事委員会規則で定める地域（以下この項において「地域手当支給地域」という。）に在勤する職員が、地域手当支給地域以外へ異動した場合（当該異動の日の前日に地域手当支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）は、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市人事委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前項の規定による地域手当の支給割合
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）前項の規定による地域手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) [略]
- (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) [略]
- (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額  
(定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

2・3 [略]

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

<u>エ</u>	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 1万400円
<u>オ</u>	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 1万3, 500円
<u>カ</u>	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 1万6, 600円
<u>キ</u>	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 1万9, 700円
<u>ク</u>	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 2万2, 800円
<u>ケ</u>	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 2万5, 900円
<u>コ</u>	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 2万9, 100円
<u>サ</u>	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 3万2, 300円
<u>シ</u>	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 3万5, 500円
<u>ス</u>	使用距離が片道 60 キロメートル以上である 職員 3万8, 700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5, 000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 遠方に居住する職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号

及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る  
通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員（規則で定める者に限る。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 [略]

8 [略]

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

10 [略]

（単身赴任手当）

第16条 [略]

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける職員（規則で定める者に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

（管理職員特別勤務手当）

第25条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につ

3 [略]

4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

6 [略]

（単身赴任手当）

第16条 [略]

2 [略]

3 この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

（管理職員特別勤務手当）

第25条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につ

き、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) [略]

4 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第32条 第4条第3項から第12項まで（第6項を除く。）、第9条及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

き、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) [略]

4 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第32条 第4条第3項から第12項まで（第6項を除く。）、第9条から第11条まで、第12条第4項、第13条、第14条及び第31条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1及び別表第3を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	191,600	267,300	301,000	332,100	371,700	411,400	500,800	551,300
	2	192,800	268,800	302,600	333,700	374,000	413,900	506,500	556,800
	3	193,900	270,300	304,200	335,300	376,200	416,300	512,000	562,300
	4	195,000	271,800	305,800	336,900	378,400	418,700	517,300	567,800
	5	196,100	273,300	307,300	338,500	380,600	421,100	522,400	573,300
	6	197,600	274,800	308,900	340,100	382,800	423,600	527,300	578,800
	7	199,100	276,300	310,500	341,700	385,000	426,000	532,000	584,300
	8	200,600	277,800	312,100	343,300	387,200	428,400	536,500	589,800
	9	202,100	279,300	313,600	344,900	389,400	430,800	540,800	
	10	203,900	280,800	315,200	346,500	391,600	433,200		
	11	205,600	282,200	316,800	348,100	393,800	435,600		
	12	207,300	283,700	318,400	349,700	396,000	438,000		
	13	209,000	285,100	319,900	351,300	398,200	440,400		
	14	210,800	286,500	321,500	352,900	400,400	442,700		
	15	212,500	287,900	323,100	354,500	402,600	445,000		
	16	214,200	289,300	324,700	356,100	404,800	447,300		
	17	215,900	290,700	326,200	357,700	407,000	449,500		
	18	217,700	292,100	327,800	359,300	409,200	451,800		
	19	219,400	293,500	329,400	360,900	411,300	454,100		
	20	221,100	294,900	331,000	362,500	413,500	456,400		
	21	222,800	296,300	332,500	364,100	415,600	458,600		
	22	224,600	297,700	334,100	365,700	417,700	460,200		
	23	226,300	299,000	335,600	367,300	419,800	461,700		
	24	228,000	300,400	337,200	368,900	421,900	463,300		
	25	229,700	301,700	338,700	370,500	423,900	464,800		
	26	231,000	303,000	340,300	372,100	425,800	466,400		
	27	232,300	304,300	341,800	373,700	427,600	467,900		
	28	233,600	305,600	343,400	375,300	429,500	469,500		
	29	234,900	306,800	344,900	376,900	431,300	471,000		
	30	236,200	308,000	346,500	378,500	432,800	472,500		
	31	237,400	309,200	348,000	380,100	434,300	473,900		
	32	238,600	310,400	349,600	381,700	435,800	475,400		
	33	239,800	311,600	351,100	383,200	437,200	476,800		
	34	241,000	312,800	352,700	384,800	438,500	478,000		
	35	242,200	314,000	354,200	386,400	439,800	479,100		
	36	243,400	315,200	355,800	388,000	441,100	480,300		
	37	244,600	316,300	357,300	389,500	442,300	481,400		
	38	245,800	317,500	358,900	391,100	443,600	482,600		
	39	247,000	318,700	360,400	392,600	444,800	483,700		
	40	248,200	319,900	362,000	394,200	446,100	484,900		
	41	249,300	321,000	363,500	395,700	447,300	486,000		
	42	250,500	322,200	365,100	397,300	448,100	487,000		

43	251,700	323,400	366,600	398,800	448,900	487,900	
44	252,900	324,600	368,100	400,300	449,700	488,900	
45	254,000	325,700	369,600	401,800	450,400	489,800	
46	255,200	326,900	371,100	403,100	451,100	490,500	
47	256,400	328,100	372,600	404,300	451,800	491,200	
48	257,600	329,300	374,100	405,600	452,500	491,900	
49	258,700	330,400	375,600	406,800	453,200	492,500	
50	259,900	331,600	376,900	408,000	453,800		
51	261,100	332,800	378,200	409,100	454,400		
52	262,300	334,000	379,500	410,300	455,000		
53	263,400	335,100	380,800	411,400	455,500		
54	264,600	336,300	381,900	412,200	456,000		
55	265,800	337,500	382,900	412,900	456,500		
56	267,000	338,700	383,900	413,700	457,000		
57	268,100	339,800	384,900	414,400	457,400		
58	269,300	340,800	385,900	415,100	457,900		
59	270,400	341,800	386,800	415,700	458,400		
60	271,600	342,800	387,700	416,300	458,900		
61	272,700	343,800	388,600	416,900	459,300		
62	273,800	344,700	389,500	417,500	459,800		
63	274,900	345,500	390,400	418,100	460,200		
64	276,000	346,400	391,300	418,700	460,600		
65	277,100	347,200	392,100	419,200	461,000		
66	278,200	348,000	392,900	419,800	461,500		
67	279,200	348,800	393,700	420,300	461,900		
68	280,200	349,600	394,500	420,800	462,300		
69	281,200	350,400	395,300	421,300	462,700		
70	282,100	351,200	396,000	421,700	463,100		
71	282,900	351,900	396,700	422,000	463,400		
72	283,700	352,700	397,400	422,300	463,700		
73	284,500	353,400	398,100	422,600	464,000		
74	285,300	354,200	398,800	422,900	464,400		
75	286,100	354,900	399,500	423,200	464,700		
76	286,900	355,600	400,200	423,500	465,000		
77	287,700	356,300	400,800	423,800	465,300		
78	288,500	357,000	401,400	424,100			
79	289,300	357,600	402,000	424,400			
80	290,100	358,300	402,600	424,700			
81	290,900	358,900	403,100	424,900			
82	291,500	359,400	403,600	425,200			
83	292,100	359,900	404,100	425,400			
84	292,700	360,400	404,600	425,700			
85	293,300	360,800	405,000	425,900			
86	293,700	361,300	405,400	426,200			
87	294,000	361,800	405,800	426,400			
88	294,400	362,300	406,200	426,700			
89	294,700	362,700	406,600	426,900			

	90		363,200	407,000				
	91		363,600	407,400				
	92		364,100	407,800				
	93		364,500	408,200				
	94		365,000	408,600				
	95		365,400	409,000				
	96		365,900	409,400				
	97		366,300	409,800				
	98		366,800	410,200				
	99		367,200	410,600				
	100		367,700	411,000				
	101		368,100	411,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		228,500	256,600	279,500	302,700	319,200	340,400	374,800
								423,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第1条関係）

## 消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	274,000	302,000	329,500	360,800	377,100	412,400	502,000	552,100
	2	206,700	275,400	303,600	331,000	362,200	379,200	414,900	507,700	557,600
	3	208,000	276,800	305,200	332,500	363,600	381,300	417,300	513,200	563,100
	4	209,300	278,200	306,800	334,000	365,000	383,400	419,800	518,500	568,600
	5	210,600	279,500	308,400	335,400	366,400	385,400	422,200	523,600	574,100
	6	212,200	280,900	310,000	336,900	367,800	387,500	424,700	528,500	579,600
	7	213,700	282,300	311,600	338,400	369,200	389,600	427,100	533,200	585,100
	8	215,200	283,700	313,200	339,900	370,600	391,700	429,600	537,700	590,600
	9	216,700	285,000	314,800	341,300	372,000	393,700	432,000	542,000	
	10	218,400	286,400	316,400	342,800	373,400	395,800	434,500		
	11	220,100	287,800	318,000	344,300	374,800	397,900	436,900		
	12	221,800	289,200	319,600	345,800	376,200	400,000	439,400		
	13	223,400	290,500	321,200	347,200	377,600	402,000	441,800		
	14	225,200	291,900	322,800	348,700	379,000	404,100	444,200		
	15	226,900	293,300	324,400	350,200	380,400	406,200	446,500		
	16	228,600	294,700	326,000	351,700	381,800	408,300	448,900		
	17	230,300	296,000	327,600	353,100	383,200	410,300	451,200		
	18	232,100	297,400	329,200	354,600	384,600	412,400	453,500		
	19	233,800	298,700	330,800	356,100	386,000	414,500	455,800		
	20	235,500	300,000	332,400	357,600	387,400	416,600	458,100		
	21	237,200	301,300	334,000	359,000	388,800	418,600	460,300		
	22	239,000	302,600	335,600	360,500	390,200	420,700	461,900		
	23	240,700	303,900	337,200	362,000	391,600	422,700	463,500		
	24	242,400	305,200	338,800	363,500	393,000	424,800	465,100		
	25	244,100	306,500	340,400	364,900	394,400	426,800	466,600		
	26	245,500	307,700	342,000	366,400	395,800	428,700	468,200		
	27	246,800	308,900	343,600	367,900	397,200	430,500	469,700		
	28	248,100	310,100	345,200	369,400	398,600	432,300	471,300		
	29	249,400	311,300	346,800	370,800	400,000	434,100	472,800		
	30	250,600	312,500	348,400	372,200	401,400	435,600	474,200		
	31	251,700	313,600	350,000	373,500	402,800	437,100	475,600		
	32	252,900	314,800	351,600	374,900	404,200	438,600	477,000		
	33	254,000	315,900	353,200	376,200	405,600	440,000	478,400		
	34	255,100	317,100	354,700	377,500	407,000	441,300	479,700		
	35	256,100	318,200	356,100	378,800	408,400	442,500	480,900		
	36	257,100	319,300	357,600	380,100	409,800	443,800	482,100		
	37	258,100	320,400	359,000	381,300	411,200	445,000	483,300		
	38	259,200	321,600	360,500	382,500	412,400	446,300	484,400		
	39	260,200	322,700	361,900	383,700	413,500	447,500	485,500		
	40	261,200	323,800	363,400	384,900	414,600	448,700	486,600		
	41	262,200	324,900	364,800	386,100	415,700	449,900	487,600		
	42	263,300	326,100	366,300	387,300	416,500	450,700	488,500		
	43	264,300	327,200	367,700	388,400	417,200	451,400	489,400		
	44	265,300	328,300	369,100	389,600	418,000	452,200	490,300		
	45	266,300	329,400	370,500	390,700	418,700	452,900	491,200		
	46	267,400	330,600	371,900	391,700	419,400	453,600	491,800		
	47	268,400	331,700	373,300	392,700	420,000	454,300	492,400		
	48	269,400	332,800	374,700	393,700	420,600	455,000	493,000		
	49	270,400	333,900	376,100	394,700	421,200	455,700	493,600		
	50	271,500	335,100	377,400	395,500	421,800	456,300			
	51	272,500	336,200	378,700	396,300	422,400	456,900			

	52	273,500	337,300	380,000	397,100	423,000	457,500			
	53	274,500	338,400	381,300	397,800	423,500	458,000			
	54	275,600	339,600	382,400	398,500	424,000	458,500			
	55	276,600	340,700	383,500	399,200	424,400	459,000			
	56	277,600	341,800	384,600	399,900	424,800	459,500			
	57	278,600	342,900	385,700	400,600	425,200	459,900			
	58	279,700	343,900	386,600	401,200	425,500	460,400			
	59	280,700	344,800	387,500	401,800	425,800	460,800			
	60	281,700	345,700	388,400	402,400	426,100	461,300			
	61	282,700	346,600	389,300	403,000	426,400	461,700			
	62	283,800	347,500	390,100	403,600	426,700	462,200			
	63	284,800	348,300	390,800	404,200	427,000	462,600			
	64	285,800	349,200	391,600	404,800	427,300	463,000			
	65	286,800	350,000	392,300	405,400	427,600	463,400			
	66	287,900	350,800	393,100	406,000	427,900	463,900			
	67	288,900	351,500	393,800	406,600	428,200	464,300			
	68	289,900	352,300	394,600	407,200	428,500	464,700			
	69	290,900	353,000	395,300	407,800	428,800	465,100			
	70	291,900	353,700	396,100	408,400	429,100	465,500			
	71	292,900	354,400	396,800	408,900	429,400	465,900			
	72	293,900	355,100	397,600	409,400	429,700	466,300			
	73	294,800	355,800	398,300	409,900	430,000	466,600			
	74	295,800	356,500	399,000	410,400	430,300	467,000			
	75	296,700	357,200	399,600	410,900	430,600	467,300			
	76	297,700	357,900	400,200	411,400	430,900	467,600			
	77	298,600	358,500	400,800	411,800	431,100	467,900			
	78	299,400	359,200	401,400	412,300					
	79	300,200	359,800	402,000	412,700					
	80	301,000	360,400	402,600	413,100					
	81	301,800	361,000	403,100	413,500					
	82	302,500	361,500	403,700	413,900					
	83	303,200	362,000	404,200	414,300					
	84	303,900	362,500	404,800	414,700					
	85	304,500	362,900	405,300	415,000					
	86	305,000	363,400	405,800	415,400					
	87	305,500	363,900	406,200	415,800					
	88	306,000	364,400	406,700	416,200					
	89	306,400	364,800	407,100	416,500					
	90		365,300	407,500	416,800					
	91		365,700	407,900	417,100					
	92		366,200	408,300	417,400					
	93		366,600	408,700	417,700					
	94		367,100	409,100	418,000					
	95		367,500	409,500	418,300					
	96		368,000	409,900	418,600					
	97		368,400	410,200	418,900					
	98		368,900	410,600	419,200					
	99		369,300	411,000	419,500					
	100		369,700	411,400	419,800					
	101		370,100	411,700	420,100					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		229,000	257,100	280,000	283,200	303,200	319,700	340,900	375,100	424,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与に関する特例) 第7条 [略] 2～4 [略]	(給与に関する特例) 第7条 [略] 2～4 [略] <u>5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
<u>5 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>	<u>6 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>
(給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第3条から第4条の2まで、第7条、第8条、第10条、第14条、第19条、第20条第2項及び第21条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	(給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第3条から第4条の2まで、第7条、第8条、第10条、 <u>第11条</u> 、第14条、第19条、 <u>第20条第2項、第21条及び第30条</u> の規定は、特定任期付職員には適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第2項、 <u>第27条第2項並びに第30条第2項第1号</u> の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例	2 特定任期付職員に対する給与条例 <u>第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項</u> の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例

<p>第30条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。</p> <p>第10条 給与条例第9条、<u>第10条</u>、第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>第10条 給与条例第9条から第11条まで、第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 職員には、地域手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条及び第18条の規定は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略]</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 地域手当は、職員（市長が定める職員を除く。）に対して支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条、<u>第8条</u>、<u>第17条</u>及び第18条の規定は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに <u>第一種初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。	(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに <u>初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。）並びに <u>第一種初任給調整手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。	2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。）並びに <u>初任給調整手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。

(さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 2 [略]</p> <p>3 3 さいたま市職員の給与に関する条例第4条第8項及び第10項から第12項まで、第9条並びに第10条並びに改正後の給与条例第4条第3項から第5項まで、第7項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>3 4 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>3 5～3 9 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 2 [略]</p> <p>3 3 さいたま市職員の給与に関する条例第4条第8項及び第10項から第12項まで、第9条から第11条まで、第12条第4項、第13条並びに第14条並びに改正後の給与条例第4条第3項から第5項まで、第7項及び第9項並びに第31条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>3 4 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第8条、第17条及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>3 5～3 9 [略]</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中第6条第2項の改正は、令和9年4月1日から施行する。

### (号給の切替え)

2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

### (切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市人事委員会の定めるこれに準じるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後のさ  
いたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条  
の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とある

「(5) 心身に著しい障害がある者」  
のは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

）と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、

「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円  
とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後の給与条例第15条第4項及び第16条第3項の規定は、切替日前に新た  
に給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項  
は、市長又は市人事委員会が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

## 号給の切替表

## ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	6級	7級	8級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	1	1
11	11	1	1
12	12	1	1
13	13	1	2
14	14	1	2
15	15	2	2
16	16	2	3
17	17	2	3
18	18	3	3
19	19	3	4
20	20	4	4
21	21	4	4
22	22	4	5
23	23	5	5
24	24	5	5
25	25	5	5
26	26	5	
27	27	6	
28	28	6	
29	29	6	
30	30	6	
31	31	6	
32	32	7	
33	33	7	
34	34	7	
35	35	7	
36	36	7	
37	37	7	
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	49		
51	49		
52	49		
53	49		
54	49		
55	49		
56	49		
57	49		

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	7級	8級	9級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	1	1
11	11	1	1
12	12	1	1
13	13	1	2
14	14	1	2
15	15	2	2
16	16	2	3
17	17	2	3
18	18	3	3
19	19	3	4
20	20	4	4
21	21	4	4
22	22	4	4
23	23	5	5
24	24	5	5
25	25	5	5
26	26	5	
27	27	6	
28	28	6	
29	29	6	
30	30	6	
31	31	6	
32	32	7	
33	33	7	
34	34	7	
35	35	7	
36	36	7	
37	37	7	
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	49		
51	49		
52	49		
53	49		
54	49		
55	49		
56	49		
57	49		

## 議案第40号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～31 [略]</td><td></td></tr><tr><td>32 医薬品医療機器等法 第14条第13項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>33～56 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事務の種類	手数料の額	1～31 [略]		32 医薬品医療機器等法 第14条第13項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]	33～56 [略]		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～31 [略]</td><td></td></tr><tr><td>32 医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>33～56 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事務の種類	手数料の額	1～31 [略]		32 医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]	33～56 [略]	
事務の種類	手数料の額																
1～31 [略]																	
32 医薬品医療機器等法 第14条第13項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]																
33～56 [略]																	
事務の種類	手数料の額																
1～31 [略]																	
32 医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定 による薬局製造販売医薬 品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]																
33～56 [略]																	

## 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議案第41号

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生試験検査手数料条例（平成13年さいたま市条例第313号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
衛生試験等の種類	手数料の額	衛生試験等の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 水質試験		2 水質試験	
(1) 成分を指定した理化学的試験		(1) 成分を指定した理化学的試験	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 定量分析		イ 定量分析	
(ア)～(ケ) [略]	[略]	(ア)～(ケ) [略]	[略]
(コ) ペルフルオロ(オクタン-1-ースルホン酸)(PFOOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	<u>1項目につき</u> <u>58,000円</u>		
(2) [略]	[略]	(2) [略]	[略]
(3) 上水の基準項目試験		(3) 上水の基準項目試験	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 净水	<u>52項目につき</u> <u>279,080円</u>	イ 净水	<u>51項目につき</u> <u>221,080円</u>
ウ 原水	<u>41項目につき</u> <u>243,300円</u>	ウ 原水	<u>40項目につき</u> <u>185,300円</u>

(4)・(5) [略]	[略]	(4)・(5) [略]	[略]
-------------	-----	-------------	-----

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市衛生試験検査手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験について適用し、同日前の依頼に係る試験については、なお従前の例による。

議案第42号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～51の6 [略]		1～51の6 [略]	
51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） <u>第137条の12</u> 第11項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]	51の7 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。） <u>第137条の12</u> 第6項の規定による既存の建築物に対する接道義務制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]
51の8 令 <u>第137条の12</u> 第12項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]	51の8 令 <u>第137条の12</u> 第7項の規定による既存の建築物に対する道路内建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	[略]
51の9～11 [略]		51の9～11 [略]	
51の12 法第93条の2に規定する建築計画概要書、建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の	1通につき 400円（法第93条の2に規定する建築計画概要書と建築基準法令による処分）	51の12 法第93条の2に規定する建築計画概要書、建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の	1通につき 400円

概要書及び全体計画概要書の写しの交付	等の概要書を併せて交付する場合には、これらを1通とみなす。)	概要書及び全体計画概要書の写しの交付
52～59 [略]		52～59 [略]
60 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第163条の59</u> の規定による容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	[略]	60 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第105条</u> の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査
61～79 [略]		61～79 [略]
備考 [略]		備考 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第60項の改正は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第43号

さいたま市ふるさと応援基金条例の制定について  
さいたま市ふるさと応援基金条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市ふるさと応援基金条例

#### (設置)

第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する寄附金をいう。）及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3の規定により課税の特例の適用があるものとされた寄附として受けた寄附金をいう。）による寄附を行った者の意向に沿った事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金のうち、市長が適当と認める額
- (2) 市の積立金額

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができ

る。

(処分)

第6条 基金は、寄附を行った者の意向に沿った事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第44号

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第3条 教職員の定数は、 <u>6, 752</u> 人とする。 2・3 [略]	(定数) 第3条 教職員の定数は、 <u>6, 435</u> 人とする。 2・3 [略]

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第45号

さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) <p>第13条 教職員の扶養手当については、市職員給与条例第10条の規定を準用する。この場合において、<u>同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</u></p>	(扶養手当) <p>第13条 教職員の扶養手当については、市職員給与条例第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、<u>これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と読み替えるものとする。</u></p>
(地域手当) <p>第14条 <u>教職員には、地域手当を支給する。</u></p>	(地域手当) <p>第14条 <u>教職員の地域手当については、人事委員会規則で定める地域に在勤する教職員に支給する。</u></p>
2・3 [略]	2・3 [略] <p>4 第1項の人事委員会規則で定める地域（以下この項において「地域手当支給地域」という。）に在勤する教職員が、地域手当支給地域以外へ異動した場合（当該異動の日の前日に地域手当支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）は、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合</p>

	<p><u>における当該教職員に対する地域手当の支給については、市人事委員会の定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間</u> 前項に規定する地域手当の支給割合</p> <p>(2) <u>当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間</u> (前号に掲げる期間を除く。) 前項の規定による地域手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合</p>
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第17条 教職員の単身赴任手当については、市職員給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「職員」とあるのは「教職員」と読み替えるものとする。	第17条 教職員の単身赴任手当については、市職員給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、 <u>同条第1項及び第2項中「職員」とあるのは「教職員」と、同条第3項中「この条例」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例」と、「受ける職員」とあるのは「受ける教職員」と、「職員で」とあるのは「教職員で」と、「常況とする職員」とあるのは「常況とする教職員」と、「定める職員」とあるのは「定める教職員」と、「支給される職員」とあるのは「支給される教職員」と読み替えるものとする。</u>
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第24条 教育職員の管理職員特別勤務手当については、市職員給与条例第25条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理教育職員」と、同条第3項及び第4項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、 <u>同条第3項中「勤務をした職員」とあるのは「勤務をした教育職員」と読み替えるものとする。</u>	第24条 教育職員の管理職員特別勤務手当については、市職員給与条例第25条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理教育職員」と、同条第3項及び第4項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、 <u>同条第3項第1号中「職員」とあるのは「教育職員」と読み替えるものとする。</u>
(定年前再任用短時間勤務教職員等についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務教職員等についての適用除外)
第28条 定年前再任用短時間勤務教職員には、第5条第3項から第11項まで(第6項を除く。)及び第13条の規定は適用しない。	第28条 定年前再任用短時間勤務教職員には、第5条第3項から第11項まで(第6項を除く。)、 <u>第13条、第14条第4項及び第15条</u> の規定は適用しない。
2 [略]	2 [略]

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	503,400
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	504,000
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	504,700
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	505,300

42	279,500	328,500	397,000	449,200	505,900
43	280,500	330,300	398,400	450,400	506,500
44	281,400	332,000	399,800	451,600	507,200
45	282,000	333,600	401,300	452,800	507,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100	
47	283,600	337,200	404,500	455,300	
48	284,400	338,900	405,900	456,500	
49	285,100	340,600	407,100	457,600	
50	285,900	342,300	408,500	458,800	
51	286,600	344,000	409,900	460,000	
52	287,400	345,700	411,200	461,200	
53	288,200	347,400	412,400	462,400	
54	289,000	348,700	413,600	463,600	
55	289,700	350,000	414,900	464,800	
56	290,500	351,300	416,200	466,000	
57	291,200	352,800	417,500	467,100	
58	291,800	354,400	418,800	467,700	
59	292,600	355,900	420,200	468,200	
60	293,400	357,500	421,400	468,700	
61	294,100	358,900	422,600	469,200	
62	294,700	360,500	424,000	469,800	
63	295,500	362,100	425,400	470,300	
64	296,100	363,500	426,700	470,800	
65	297,100	365,000	427,900	471,300	
66	297,900	366,600	429,100	471,900	
67	298,600	368,200	430,400	472,400	
68	299,300	369,700	431,800	472,900	
69	299,900	371,200	433,100	473,400	
70	300,600	372,800	434,300	474,000	
71	301,300	374,300	435,300	474,500	
72	302,000	375,800	436,500	475,000	
73	302,700	377,300	437,700	475,500	
74	303,400	378,900	438,800	476,100	
75	304,100	380,500	440,000	476,600	
76	304,600	382,000	441,000	477,100	
77	305,200	383,400	442,100	477,600	
78	305,800	384,800	443,100	478,200	
79	306,500	386,200	444,100	478,700	
80	307,100	387,500	445,100	479,200	
81	307,600	388,800	446,000	479,700	
82	308,200	390,200	446,800	480,300	
83	308,900	391,500	447,600	480,800	
84	309,600	392,800	448,400	481,300	
85	310,200	393,900	449,100	481,800	
86	311,000	395,300	449,500		
87	311,700	396,600	449,900		
88	312,300	397,900	450,300		
89	313,000	399,100	450,700		

90	313,800	400,400	451,000	
91	314,600	401,500	451,300	
92	315,400	402,700	451,500	
93	315,900	403,900	451,800	
94	316,700	405,000	452,100	
95	317,500	406,200	452,400	
96	318,300	407,400	452,600	
97	318,900	408,800	452,800	
98	319,600	409,800	453,100	
99	320,400	410,800	453,400	
100	321,100	411,800	453,600	
101	321,900	412,700	453,800	
102	322,700	413,700	454,100	
103	323,600	414,800	454,400	
104	324,400	415,900	454,600	
105	325,000	416,600	454,800	
106	325,800	417,500		
107	326,600	418,400		
108	327,400	419,300		
109	328,100	420,100		
110	328,500	420,900		
111	328,800	421,700		
112	329,300	422,500		
113	329,800	423,100		
114	330,200	423,800		
115	330,600	424,500		
116	331,000	425,200		
117	331,500	425,800		
118	332,000	426,300		
119	332,400	426,600		
120	332,900	426,900		
121	333,400	427,200		
122	333,800	427,500		
123	334,200	427,800		
124	334,700	428,000		
125	335,200	428,200		
126	335,500	428,500		
127	335,800	428,800		
128	336,100	429,000		
129	336,300	429,200		
130	336,600	429,500		
131	336,900	429,800		
132	337,100	430,000		
133	337,300	430,200		
134	337,500	430,500		
135	337,700	430,800		
136	338,000	431,000		
137	338,300	431,200		

		338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

#### 備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である教育職員は3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
短時間勤務教職員以外の教職員	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

45	281,600	313,400	395,000	414,800	
46	282,400	315,200	396,300	416,000	
47	283,200	316,900	397,500	417,200	
48	284,000	318,500	398,600	418,400	
49	284,600	320,100	399,500	419,500	
50	285,400	321,800	400,700	420,500	
51	286,100	323,600	401,700	421,800	
52	286,800	325,300	402,800	423,000	
53	287,600	326,600	403,600	424,200	
54	288,400	328,500	404,700	425,300	
55	289,000	330,300	405,700	426,400	
56	289,700	332,000	406,700	427,500	
57	290,400	333,600	407,800	428,500	
58	291,200	335,500	408,800	429,700	
59	292,000	337,200	409,900	430,900	
60	292,600	338,900	411,000	432,100	
61	293,200	340,600	412,000	432,700	
62	293,900	342,300	413,100	433,500	
63	294,600	344,000	414,200	434,200	
64	295,100	345,700	415,200	434,700	
65	295,800	347,400	416,100	435,000	
66	296,500	348,700	417,000	435,300	
67	297,100	350,000	418,000	435,700	
68	297,700	351,300	419,000	436,100	
69	298,400	352,800	419,800	436,400	
70	299,100	354,300	420,600	436,800	
71	299,700	355,800	421,300	437,100	
72	300,400	357,300	422,100	437,400	
73	300,900	358,600	422,800	437,700	
74	301,500	360,100	423,400	438,000	
75	302,200	361,600	424,100	438,300	
76	302,700	363,000	424,800	438,600	
77	303,300	364,400	425,400	438,800	
78	303,900	365,900	426,100	439,100	
79	304,500	367,400	426,600	439,400	
80	305,100	368,900	427,200	439,600	
81	305,600	370,200	427,600	439,800	
82	306,100	371,500	428,000	440,100	
83	306,700	372,800	428,300	440,400	
84	307,300	374,000	428,500	440,600	
85	307,700	375,200	428,700	440,800	
86	308,100	376,400	429,000	441,100	
87	308,600	377,500	429,300	441,400	
88	309,100	378,600	429,500	441,600	
89	309,500	379,600	429,700	441,800	
90	310,000	380,700	430,000	442,100	
91	310,400	381,800	430,300	442,400	
92	310,900	382,900	430,500	442,600	

93	311,200	384,000	430,700	442,800	
94	311,700	385,100	431,000	443,100	
95	312,200	386,100	431,300	443,400	
96	312,600	387,200	431,500	443,600	
97	312,900	388,200	431,700	443,800	
98	313,300	389,200	432,000	444,100	
99	313,700	390,100	432,300	444,400	
100	314,100	391,000	432,500	444,600	
101	314,500	391,800	432,700	444,800	
102	314,800	392,800	433,000	445,100	
103	315,100	393,600	433,300	445,400	
104	315,400	394,500	433,500	445,600	
105	315,600	395,300	433,700	445,800	
106	315,900	396,200			
107	316,200	397,100			
108	316,400	398,000			
109	316,600	398,800			
110	316,800	399,800			
111	317,100	400,700			
112	317,400	401,600			
113	317,600	402,200			
114	317,800	403,100			
115	318,000	404,000			
116	318,300	404,900			
117	318,600	405,700			
118	318,800	406,400			
119	319,100	407,200			
120	319,400	408,000			
121	319,600	408,600			
122	319,800	409,300			
123	320,000	410,000			
124	320,300	410,600			
125	320,600	411,200			
126		411,900			
127		412,400			
128		413,000			
129		413,600			
130		414,200			
131		414,700			
132		415,200			
133		415,500			
134		415,800			
135		416,000			
136		416,300			
137		416,600			
138		416,900			
139		417,200			
140		417,500			

			417,800			
141			418,100			
142			418,400			
143			418,700			
144						
145			418,900			
146			419,200			
147			419,500			
148			419,700			
149			419,900			
150			420,200			
151			420,500			
152			420,700			
153			420,900			
154			421,200			
155			421,500			
156			421,700			
157			421,900			
158			422,200			
159			422,500			
160			422,700			
161			422,900			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

#### 備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく4級である教育職員は4,000円をそれぞれ加算した額とする。

(さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～7 [略]	1～7 [略]
8 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、 <u>さいたま市教職員の給与に関する条例</u> 第25条、第27条第2項及び第28条の規定を適用する。	8 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、 <u>改正後の教職員給与条例</u> 第25条、第27条第2項及び第28条の規定を適用する。
9～12 [略]	9～12 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者を受けている号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び教育委員会の定めるこれに準じるものとした教職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、

教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第 号）附則第4項の規定は、教職員の扶養手当について準用する。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第15条第4項及び第16条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の通勤手当及び単身赴任手当について準用する。この場合において、これらの項中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附則別表（附則第2項関係）

## 号給の切替表

## ア 教育職給料表(1)の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	34
51	39	35	35
52	40	36	36
53	41	37	37
54	42	38	38
55	43	39	39
56	44	40	40

57	45	41	41
58	46	42	42
59	47	43	43
60	48	44	44
61	49	45	45
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	

59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94	94	
107	95	95	
108	96	96	
109	97	97	
110	98	98	
111	99	99	
112	100	100	
113	101	101	
114	102	102	
115	103	103	
116	104	104	
117	105	105	

## 議案第46号

さいたま市立学校屋内プール使用料条例の制定について  
さいたま市立学校屋内プール使用料条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市立学校屋内プール使用料条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲内で、さいたま市立学校に設置された屋内プール（以下「プール」という。）をスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (名称及び位置)

第2条 プールの名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

#### (使用料)

第3条 使用料の額は、別表第2に定める額とする。

2 使用料は、前納とする。

#### (使用料の減免)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### (使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
さいたま市立大和田小学校 プール	さいたま市見沼区大和田町1丁目200番地

別表第2（第3条関係）

名称	区分	金額	摘要
さいたま市立大和田 小学校プール	一般	1回につき500 円	幼児の使用につ いては、付添人 がある場合に限 る。
	児童・生徒	1回につき250 円	

備考

- 1 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒をいい、「一般」とは、児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外のものをいう。
- 2 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 3 使用料は、上記の表の金額から割引をした額をもって市長が発行する回数券により支払うことができる。

## 議案第47号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。<u>ただし、小学校及び特別支援学校の小学部に在籍する児童の保護者等にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものの支給を受けている者その他の規則で定める者に限る。</u>）その他学校給食の提供を受ける者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第48号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 罰則（第48条—第50条）</p> <p>附則</p> <p>（無料低額宿泊所の範囲）</p> <p>第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの事項を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 罰則（第48条・第49条）</p> <p>附則</p> <p>（無料低額宿泊所の範囲）</p> <p>第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次の各号のいずれかの事項を満たすこと。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

<p>(事業の停止等)</p> <p>第42条 市長は、事業者が、<u>前条の規定による命令に違反し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(適用除外)</p> <p>第46条 第35条から第37条まで、第41条、<u>第42条及び第48条から第50条までの規定は、法第68条の2の規定による届出をした事業者が行う無料低額宿泊事業については、適用しない。</u></p> <p><u>第49条 第35条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(両罰規定)</p> <p>第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。</u></p>	<p>(事業の停止等)</p> <p>第42条 市長は、事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、<u>又は被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業者に対し、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命じることができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(適用除外)</p> <p>第46条 第35条から第37条まで、第41条、<u>第42条、第48条及び第49条の規定は、法第68条の2の規定による届出をした事業者が行う無料低額宿泊事業については、適用しない。</u></p> <p>(両罰規定)</p> <p>第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。</u></p>
---	---

## 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

## 議案第49号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例及びさいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例

(さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部改正)

第1条 さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成13年さいたま市条例第173号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者又は同法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業における証明を受けている者</u></p> <p>(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者</u></p> <p>(6) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている者</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

<p>(使用料等の減免)</p> <p>第3条 障害者、<u>その介護者</u>その他市長が特に必要と認めた者が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第3条 障害者<u>又はその介護者</u>が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減額し、又は免除することができる。</p>
--	--

### (さいたま市浦和ふれあい館条例の一部を改正する条例)

第2条 さいたま市浦和ふれあい館条例（平成13年さいたま市条例第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者 <u>さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例</u>（平成13年条例第173号）第2条第1項に規定する障害者をいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者 <u>障害者基本法</u>（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。</p> <p>(3) [略]</p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第50号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例及びさいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第27条 [略] 2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	(職員) 第27条 [略] 2 家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3～7 [略]	3～7 [略]
(乳児院の長の資格等)	(乳児院の長の資格等)
第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行	第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行

う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

(3) [略]

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) [略]

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子支援員の資格）

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) [略]

う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

（母子支援員の資格）

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

<p>(職員)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p>
--	--

<p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第74条第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上（人材育成センターが行う講習</p>	<p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第74条第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第74条第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第98条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下この条において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習</p>
---	---

<p>課程を修了した者にあっては、3年以上) であるもの ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>課程を修了した者にあっては、3年以上) であるもの ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>
---	---

(さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年さいたま市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(10) [略]</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(10) [略]</p>

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第51号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)</u></p> <p>6 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p><u>(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)</u></p> <p>10 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p>

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第52号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 大和田保育園	さいたま市見沼 区大和田町1丁 <u>目2000番地</u>	[略]	さいたま市立 大和田保育園	さいたま市見沼 区大和田町1丁 <u>目1230番地</u> 92	[略]
[略]			[略]		

## 附 則

この条例は、令和8年4月6日から施行する。

## 議案第53号

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件) 第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。	(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件) 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。
(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等) 第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 [略]	2 [略]
(虐待等の禁止)	(虐待等の防止)
第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響	第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える

を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。  
(1)～(5) [略]  
(6) 利用定員  
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項  
(8)～(11) [略]

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]  
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通

る行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。  
(1)～(5) [略]  
(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員  
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項  
(8)～(11) [略]

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]  
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、

園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第54号

さいたま市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  
さいたま市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

## さいたま市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学

前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

#### （利用定員）

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握

するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳

児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内

容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

（1）特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならぬ。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。  
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。  
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通

園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

ならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若し

くは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

### (記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報

通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第55号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

(2)・(3) [略]

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2～4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者の被保険者均等割額（以下「18歳以上被保険者均等割額」という。）を加算した額とする。

（基礎課税額に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条、第8条及び第9条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.64を乗じて算定する。

2 [略]

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について4万3,300円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.73を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1万4,900円とする。

(2)・(3) [略]

（基礎課税額に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.13を乗じて算定する。

2 [略]

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について3万8,300円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.60を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1万3,500円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.37を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万6,100円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第9条の2 第3条第5項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1,600円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条の5 国保課税被保険者が法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第4条第1項、第6条、第8条及び第9条の2の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第21条第1項第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,600円とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条の2 国保課税被保険者が法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第4条第1項、第6条及び第8条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第21条第1項第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が65万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者  
ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者1人について 30, 310円

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者  
ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者1人について 26, 810円

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者  
均等割額 国保課税被保険者 1人について  
10, 430円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者 1人について 1  
1, 270円
- エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被  
保険者均等割額 国保課税被保険者 1人につ  
いて 1, 120円
- オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る 1  
8歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保  
険者 1人について 70円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者 1人について 21, 650円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者  
均等割額 国保課税被保険者 1人について  
7, 450円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者 1人について 8  
1, 050円
- エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被  
保険者均等割額 国保課税被保険者 1人につ  
いて 800円
- オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る 1  
8歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保  
険者 1人について 50円
- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者 1人について 19, 150円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者  
均等割額 国保課税被保険者 1人について  
6, 750円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者 1人について 7  
1, 300円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者  
均等割額 国保課税被保険者 1人について  
9, 450円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者 1人について 1  
0, 220円

<p>じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>8, 660円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>2, 980円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>3, 220円</u></p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>320円</u></p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について <u>20円</u></p>	<p>じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>7, 660円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>2, 700円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>2, 920円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 495円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10, 825円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>17, 320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>21, 650円</u></p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 745円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 575円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>15, 320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>19, 150円</u></p>
<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 235円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 725円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世</p>	<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 025円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 375円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世</p>

<p>帶 <u>5, 960円</u>          エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7 , 450円</u></p> <p>(3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世 帯 <u>240円</u></p> <p>イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世 帯 <u>400円</u></p> <p>ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世 帯 <u>640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8 00円</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>帶 <u>5, 400円</u>          エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6 , 750円</u></p> <p>3・4 [略]</p>
---	---

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以  
後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税  
については、なお従前の例による。

## 議案第56号

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等	第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手續等
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の <u>修正等</u> （第24条—第27条）	第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の <u>変更等</u> （第24条—第27条）
第6節～第8節 [略]	第6節～第8節 [略]
第3章～第6章 [略]	第3章～第6章 [略]
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) [略]	(3) 事業者 対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をする者）をいう。 (4) [略]
(事業者の責務)	(事業者等の責務)
第4条 事業者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、事業の実施に当たって、こ	第4条 事業者及び環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う者は、環境影響評価及び事後

の条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷を回避し、又は低減するとともに、環境の保全についての配慮を適正に行うよう努めなければならない。

#### (調査計画書の作成等)

第7条 事業者 (対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をする者)をいう。以下同じ。)は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る環境影響評価を行うため、技術指針の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

#### (調査計画書についての市長の意見)

第11条 [略]

2 市長は、前項の意見を述べる場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、さいたま市環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

#### 第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の修正等

#### (調査計画書及び準備書の修正)

第24条 事業者は、第7条第2項の規定による調査計画書の提出後第21条第1項の規定による評価書の作成までの間において、調査計画書又は準備書について、その記載事項（第7条第1項第1号並びに第14条第1項第1号、第8号及び第13号に掲げる事項を除く。）を修正する必要が生じたときは、第7条から第22条までの規定の例により、その修正する部分に係る環境影響評価に関する手続その他の行為（以下この節及び次節において「手続等」という。）を行わなければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合は、その修正の内容を調査計画書等、準備書等又は評価書等に記載しなければならない。

#### (対象事業の内容の修正等)

調査の重要性を深く認識して、事業の実施に当たって、この条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷を回避し、又は低減するとともに、環境の保全についての配慮を適正に行うよう努めなければならない。

#### (調査計画書の作成等)

第7条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る環境影響評価を行うため、技術指針の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

#### (調査計画書についての市長の意見)

第11条 [略]

2 市長は、前項の意見を述べるときは、あらかじめ、さいたま市環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

#### 第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等

#### (調査計画書及び準備書の変更)

第24条 事業者は、第7条第2項の規定による調査計画書の提出後第21条第1項の規定による評価書の作成までの間において、調査計画書又は準備書について、その記載事項（第7条第1項第1号並びに第14条第1項第1号、第8号及び第13号に掲げる事項を除く。）を変更する必要が生じたときは、第7条から第22条までの規定の例により、その変更する部分に係る環境影響評価に関する手続その他の行為（以下この節及び次節において「手続等」という。）を行わなければならぬ。ただし、当該事業者は、規則で定める書類を提出して市長の承認を受けた場合には、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

- 2 第12条第3項の規定は、市長が前項ただし書の承認をする場合について準用する。
- 3 第1項ただし書の承認を受けた事業者は、当該承認の内容を調査計画書、準備書等又は評価書等に記載しなければならない。

#### (対象事業の内容の変更等)

第29条 事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を修正し、又は変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業について、第1節から前節までの規定の例による手続等を行わなければならない。ただし、その修正又は変更（以下「修正等」という。）が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正等その他の規則で定める修正等に該当する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合は、その修正等の内容を評価書等に記載しなければならない。

第29条 事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業について、第1節から前節までの規定の例による手続等を行わなければならぬ。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合であつて、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 第12条第3項の規定は、市長が前項ただし書の承認をする場合について準用する。

3 市長は、第1項ただし書の承認をした場合において、必要があると認めるときは、当該変更の内容について公告するものとする。

(法の規定により市長が意見を述べる手続)

第41条の2 第11条第2項の規定は、法第3条の7第1項の規定により市長が環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

第42条 [略]

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第56条の2 市長は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならない。

- (1) 第9条の規定による公表 当該公表がされた調査計画書等
- (2) 第15条の規定による公表 当該公表がされた準備書等
- (3) 第22条の規定による公表 当該公表がされた評価書等
- (4) 第36条の規定による公表 当該公表がされた事後調査書等

(法の規定により市長が意見を述べる手続)

第42条 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市環境影響評価条例（

以下「改正前の条例」という。) の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であって、改正前の条例第7条第2項の規定による調査計画書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該手続については、なお従前の例による。

議案第 57 号

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇人

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市印鑑条例（平成 13 年さいたま市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第 13 条 印鑑登録者又はその代理人（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）</u> 又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。）は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証、<u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第 13 条 印鑑登録者又はその代理人（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。）は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証又は個人番号カードを添えて、市長に申請しなければならない。</p>
2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード、 <u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この項において「法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カ</u>	2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この項において「法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カ

て「法」という。) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項(法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により記録されているものに限る。) 又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

ド用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されているものに限る。) 又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

## 附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第13条第2項の改正(「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める部分に限る。)は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第58号

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例（令和4年さいたま市条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第59号

さいたま市いじめ問題救済委員会条例の制定について  
さいたま市いじめ問題救済委員会条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市いじめ問題救済委員会条例

#### (設置)

第1条 さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号）に基づき、児童等がいじめ等による被害により権利の侵害その他の不利益を受けている場合において、当該児童等の最善の利益を主として考慮し、迅速かつ適切に救済し不利益の回復を支援するため、市長の附属機関として、さいたま市いじめ問題救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ等 さいたま市いじめ防止対策推進条例第2条第1号に規定するいじめ及び同条第5号に規定する学校内における教職員、児童又は生徒による児童等の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為であって、いじめにつながるものという。
- (2) 児童等 市内に在住し、又は在学する児童又は生徒をいう。
- (3) 市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて、法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) 調整 助言及びあっせんをいう。

#### (所掌事務)

第3条 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ等についての相談のうち救済に関すること。
- (2) いじめ等に関する市長からの付託があった場合又は救済委員会が不利益を受けた児童等の救済のため緊急の必要性があると認める場合に、調査、調整、勧告、

要請（以下「調査等」という。）を行うこと。

- (3) 効果及び要請の内容を公表すること。
- (4) いじめ等の防止に関する普及啓発を行うこと。

（組織）

第4条 救済委員会は、救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）3人以内をもって組織する。

- 2 救済委員は、人格が高潔で、いじめ等に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 救済委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、救済委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、救済委員が心身の故障のためその職務を執行することができないと認めるとき又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 5 救済委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることはない。

（兼職の禁止）

第5条 救済委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適切な職務の遂行に支障が生じるおそれがある職と兼ねることができない。

（救済委員の責務）

第6条 救済委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 救済委員は、関係する市の機関と連携し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 救済委員は、いじめ等に関する相談又は第9条第1項の規定による救済の申立てを行った児童等に不利益が生じないように、その職務を遂行しなければならない。
- 4 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第7条 救済委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、救済委員会の会務を総理し、救済委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する救済委員が、その職務を代理する。

(救済アドバイザー)

第8条 救済委員会に、救済委員の職務の遂行にあたり、子どもに関する専門的な見地から意見や助言等を行うため、救済アドバイザーを置くことができる。

- 2 救済アドバイザーは、子どもに関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 3 第5条及び第6条の規定は、救済アドバイザーについて準用する。

(救済の申立て)

第9条 何人も、児童等がいじめ等により権利の侵害その他の不利益を受けている場合において、市長に対し救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、申立てを受け、救済の対象となると認めるとときは、その申立てに係る事項についての調査等を、救済委員会に対し速やかに付託するものとする。

(調査)

第10条 救済委員会は、前条第2項の規定による付託があった場合には、申立てに係る事項について速やかに調査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、救済委員会は、特別の事情があると認められる場合を除き、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査等を行わない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案であるとき。
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関する事案であるとき。
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が現に継続していない事案であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査を行うことが明らかに適当でないと認められ

るとき。

- 3 救済委員会は、第1項に定めるもののほか、児童等が現にいじめ等による権利の侵害その他の不利益を受けており、その救済のため緊急の必要性があると認めるとときは、当該権利の侵害等の事実について調査をすることができる。
- 4 救済委員会は、申立てが当該申立てに係るいじめ等により権利の侵害その他の不利益を受けている児童等以外の者からなされた場合及び前項の規定による調査をする場合においては、当該児童等の同意を得て調査をしなければならない。ただし、当該児童等の同意を得ることが困難な場合は、当該児童等の年齢及び発達の程度並びに置かれている状況等を考慮し、その保護者の同意を得て、調査を行うことができる。
- 5 救済委員会は、第2項の規定により調査等を行わない場合は、その旨を理由を付して、市長に報告するとともに、申立てを行った者に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

- 第11条 救済委員会は、調査を開始した後においても、前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又はその必要がないと認めるときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。
- 2 救済委員会は、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、市長に報告するとともに、申立てを行った者及び前条第4項の同意をした者（以下「申立人等」という。）に速やかに通知しなければならない。

(市の機関に対する調査及び調整)

- 第12条 救済委員会は、市の機関に対し調査を開始するときは、当該機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るために必要な限度において、市の機関に対し、資料の提出及び説明を求め、又は実地調査をすることができる。
  - 3 救済委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るための調整を行うことができる。
  - 4 救済委員会は、調査及び調整の結果について、市長に報告するとともに、申立人

等に速やかに通知するものとする。

5 市の機関は、救済委員会の職務の遂行に関して、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力しなければならない。

(市の機関以外の者に対する調査及び調整)

第13条 救済委員会は、調査のため必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出及び説明又は実地調査について協力を求めることができる。

2 救済委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、いじめ等による不利益からの救済を図るための調整について協力を求めることができる。

3 救済委員会は、調査及び調整の結果について、市長に報告するとともに、申立人等に速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第14条 救済委員会は、必要があると認めるときは、市長に報告の上、関係する市の機関に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 市の機関が自ら是正その他必要な措置を講じるよう求めること。

(2) 市の機関が市の機関以外の者（当該市の機関が法令に基づく監督の権限を有するものに限る。）に対し是正その他必要な措置を講じるよう求めること。

2 市の機関は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を尊重しなければならない。

3 救済委員会は、第1項の規定により勧告をしたときは、市の機関に対し、是正その他必要な措置の状況について、相当の期間を定めて報告を求めるものとする。

4 市の機関は、前項の規定による求めがあった場合には、期間内に救済委員会に対し報告しなければならない。

5 救済委員会は、第1項の規定により勧告をしたとき及び前項の規定による報告があつたときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市の機関以外の者に対する要請等)

第15条 救済委員会は、市の機関以外の者が、重大ないじめ等の被害に関与していると認められる場合において、第13条第1項の資料の提出及び説明の求めに応じないとき又は同条第2項の調整にもかかわらず救済のための取組を行っていないと

認められるときは、市長に報告の上、当該市の機関以外の者に対し、必要な措置を講じるよう要請することができる。

- 2 救済委員会は、前項の規定により要請をしたときは、市の機関以外の者に対し、措置の状況について、相当の期間を定めて報告を求めることができる。
- 3 市の機関以外の者は、前項の規定による求めがあった場合には、措置の状況について報告するよう努めるものとする。

(公表)

第16条 救済委員会は、第14条第1項に規定する勧告、前条第1項に規定する要請及び第14条第4項又は前条第3項の規定による報告の内容について、個人情報その他の公表することで関係者の利益を害するおそれのある情報の保護について十分に配慮し、公表することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第17条 救済委員会は、年度ごとに活動状況について市長に報告し、公表するものとする。

(庶務)

第18条 救済委員会の庶務は、子ども未来局において処理する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、救済委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 60 号

さいたま市農業交流公園条例の制定について  
さいたま市農業交流公園条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇人

### さいたま市農業交流公園条例

#### (設置)

第 1 条 本市の農業の魅力の発信、農業の振興及び地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するため、さいたま市農業交流公園（以下「交流公園」という。）をさいたま市緑区大字大崎 8 7 番地 1 に設置する。

#### (主要施設)

第 2 条 交流公園に設ける主要な施設（以下「主要施設」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業交流施設
- (2) 研修室
- (3) 花き母樹温室
- (4) 花きミスト温室

#### (休業日)

第 3 条 主要施設の休業日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (開所時間)

第 4 条 主要施設の開所時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、次の表に掲げる施設の開所時間は、それぞれ同表に定めるとおりとする。

施設	開所時間
花き母樹温室	午前 9 時から午後 5 時まで
花きミスト温室	午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

#### (利用期間)

第5条 研修室及び附属設備を引き続いて利用することができる期間は、7日間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。  
(利用の許可)

第6条 研修室、花き母樹温室及び花きミスト温室並びに附属設備（以下「貸出施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 研修室を利用しようとする者で、営利行為を行おうとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の許可をする場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 交流公園の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 交流公園を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流公園の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「貸出施設等の利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、貸出施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は主要施設の管理上特に必要があるときは、第6条第1項又は第2項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (3) 貸出施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。

- (4) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- 2 前項の措置によって貸出施設等の利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。
- (利用料金)
- 第10条 貸出施設等の利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）に利用料金を納付しなければならない。
- 2 利用料金（附属設備の利用料金を除く。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 附属設備の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (利用料金の減免)
- 第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (利用料金の不還付)
- 第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 交流公園の管理上特に必要があるため、その利用の許可を取り消したとき。
  - (2) 貸出施設等の利用者の責めに帰することができない理由により、貸出施設等を利用することができないとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。
- (特別の設備等の制限)
- 第13条 交流公園を利用する者（以下「利用者」という。）は、交流公園の施設及び設備を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- (原状回復の義務)
- 第14条 貸出施設等の利用者及び前条の許可を受けた者は、施設及び設備の利用が終わったときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければなら

ない。第9条第1項の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき又は次条の規定により退場を命じられたときも、同様とする。

2 前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、その者の負担とする。

(入場の禁止等)

第15条 市長は、主要施設内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者の退場を命じることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により交流公園を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 交流公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条第1項の規定にかかわらず、主要施設の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。

(2) 第4条第1項の規定にかかわらず、主要施設の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開所時間を変更すること。

(3) 第5条本文の規定にかかわらず、研修室及び附属設備の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。

(4) 第6条第1項若しくは第2項の規定により、許可若しくは許可に係る事項の変

更の許可をすること。

- (5) 第7条の規定により、許可に条件を付すること又は許可をしないこと。
- (6) 第9条第1項の規定により、貸出施設等の利用の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。
- (7) 第13条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。
- (8) 第15条の規定により、入場を禁止し、又は退場を命じること。  
(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第18条　さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が交流公園の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、貸出施設等（附属設備を除く。）の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、附属設備の使用料については規則で定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第10条第1項、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第10条第1項中「指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）に利用料金」とあるのは「市長に使用料」と、第11条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（準用）

第19条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の規定を準用する。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(さいたま市農業者トレーニングセンター条例の廃止)

2　さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

利用区分 室名	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
研修室1	490円	650円	570円	1,140円	1,220円	1,710円
研修室2	460円	610円	540円	1,070円	1,150円	1,610円
研修室3	530円	710円	620円	1,240円	1,330円	1,860円
花き母樹温室	1区画1期につき1,100円					
花きミスト温室	育苗箱1期につき150円					

備考

- 1 市外居住者が利用する場合の利用料金には、上記の表の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算する。
- 2 営利を目的として利用する場合の利用料金（花き母樹温室及び花きミスト温室を除く。）は、上記の表の利用料金額に、100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 4 1区画は、1.5平方メートルとする。
- 5 1期とは、3月とし、3月に満たないときは、1期として計算する。
- 6 育苗箱は、43センチメートル×32センチメートルを基準とする。

議案第61号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前						
別表第2（第4条—第9条関係）						別表第2（第4条—第9条関係）						
1～62 [略]						1～62 [略]						
区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	区分 地区	ア	イ	ウ	エ	
[略]							[略]					
B地区 区（北 袋町1 丁目地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B地区 をいう。 ）	次に掲げる 用途に供す る建築物 <u>(1) 葬祭 場</u> <u>(2) 法別 表第2 に項第 5号に 規定す るもの</u> <u>(3) 法別 表第2</u>			2メー トル・ 3.5 メート ル（建 築物の 外壁等 の面は、 北袋町 1丁目 地区地 区計画 の地区			B地区 区（北 袋町1 丁目地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B地区 をいう。 ）	次に掲げる 用途に供す る建築物 <u>(1) 葬祭 場</u> <u>(2) 法別 表第2 に項第 5号に 規定す るもの</u> <u>(3) 法別 表第2</u>		2メー トル・ 3.5 メート ル（建 築物の 外壁等 の面は、 北袋町 1丁目 地区地 区計画 の地区		

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第62号

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
負担区の名称	1平方メートル当たり の負担金額	負担区の名称	1平方メートル当たり の負担金額
[略]		[略]	
第43負担区	[略]	第43負担区	[略]
第44負担区	610円		

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第63号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年  
さいたま市条例第277号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第5条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。  <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略]	(扶養手当) 第5条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。  <u>(1)</u> 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略]
(単身赴任手当) 第8条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある	(単身赴任手当) 第8条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住

者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

## 2 [略]

### (管理職員特別勤務手当)

第12条 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

### (給料の減額)

#### 第17条 [略]

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び1年につき非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)

居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

## 2 [略]

### (管理職員特別勤務手当)

第12条 管理職員特別勤務手当は、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

### (給料の減額)

#### 第17条 [略]

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び1年につき非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)

<p>) 内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>る状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、<u>第7条</u>及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
--	---

### (さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第39号）の一部を次のように改正する。  
次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 [略] (定年退職者等の再任用に係る経過措置)</p> <p>2 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第16条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略] (定年退職者等の再任用に係る経過措置)</p> <p>2 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、<u>第7条</u>及び第16条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）には適用しない。</p> <p>3 [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条第2項及び第8条の2第1項の改正は令和9年4月1日から、第1条中第17条第2項の改正は公布の日から施行する。

## 議案第64号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第11条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバ</u> <u>レル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第1</u></p>	

5号から第18号まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。) 及び第8条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第11条の2 一般サウナ設備 (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。) をいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) [略]
  - (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)～(7) [略]
- (7)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)
- (8) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)
- (9)～(18) [略]

(サウナ設備)

第11条 サウナ室に設ける放熱設備 (以下「サウナ設備」という。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) [略]
  - (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)～(7) [略]
- (8) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)
- (9)～(18) [略]

## 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 65 号

さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事請負契約について

さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 546,700,000円
- 4 契約の相手方 さいたま市浦和区常盤10丁目16番23号  
株式会社田中工務店  
代表取締役社長 田中一成

議案第 66 号

さいたま市立谷田小学校（5-1、-2、-3・6・7棟）リフレッシュ改修  
(建築)工事請負契約について

さいたま市立谷田小学校（5-1、-2、-3・6・7棟）リフレッシュ改修（建  
築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決  
に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第  
48号）第2条の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立谷田小学校（5-1、-2、-3・6・7棟）リフ  
レッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 823,586,500円
- 4 契約の相手方 さいたま市浦和区前地3丁目14番12号  
スミダ工業株式会社  
代表取締役 半田謙介

議案第67号

議決事項の一部変更について（沼影公園解体工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和5年12月（11月繰上げ）議会において議決を得た請負契約について（議案第216号。令和6年12月（11月繰上げ）議会（議案第194号）及び令和7年9月議会（議案第148号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

3契約金額中「911,537,000円」を「1,013,639,000円」に変更する。

議案第68号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

- 1 放棄する権利の内容 市が相手方に対して有する岩槻駅西口土地区画整理事業に係る物件移転補償金の返還を請求する権利
- 2 相 手 方 民法第951条の規定により成立した〇〇〇〇の死亡に係る相続財産法人
- 3 放棄する権利の額 9,627,615円及び当該額に係る遅延損害金
- 4 放棄の理由 〇〇〇〇の死亡に伴う相続財産の清算に係る手続において、当該相続財産では債務の履行が見込めないため。

議案第69号

指定管理者の指定について

さいたま市農業交流公園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市緑区大字大崎87番地1
- (2) 名称 さいたま市農業交流公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区関1丁目13番13号
- (2) 名称 エディブルシティさいたまJV
- (3) 代表者 シン建工業株式会社

代表取締役社長 北清太郎

3 指定する期間

令和9年4月1日から令和29年3月31日まで

議案第70号

## 包括外部監査契約について

包括外部監査契約を下記のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

議案第 71 号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について  
道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、首都  
高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の  
額及びその徴収期間を変更することについて、同条第 7 項の規定において準用する同  
条第 3 項及び第 4 項の規定により同意することの議決を求める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇人

(別紙)

埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間について、  
その一部を次のとおり変更する。

1(1)ア中

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23. 616
普通車	29. 52
中型車	35. 424
大型車	48. 708
特大車	81. 18

」を

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	25. 9776
普通車	32. 472
中型車	38. 9664
大型車	53. 5788
特大車	89. 298

」に改め、1(2)ア中「並びに東京高速道路株式会社線」を削り、1(2)ア(注)(ア)中cを削り、1(2)ア(注)(イ)中「ETC専用施設（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。）のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方によって表示されている」に、「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社」を「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社」に改める。

2中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方によって表示されている」に改め、2(1)中「当該出入口等から退出できずに」を削り、「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に、「同表に掲げる料

金距離が4.2km以下となる場合の料金の額について」を「適用した料金の額が下表Bに掲げる額に満たない場合」に、

「表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

」を

「表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」に改める。

3 本文中「料金距離が4. 2 km以下となる」を「1に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない」に、

「

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4. 2km 以下	251. 5488 円	276. 9360 円	302. 3232 円	359. 4444 円	499. 0740 円

」を

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251. 31264
普通車	276. 64080
中型車	301. 96896
大型車	364. 31520
特大車	498. 26220

」に改め、3 (注) ア中(イ)を削り、3 (注) イただし書中「料金距離が4. 2 km以下となる場合の料金の額について」を「1に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合」に改める。

4(1)中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、4(1)ア(イ)を次のように改める。

#### (イ) 割引後の額

1に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578. 768
普通車	1935. 960
中型車	2293. 152
大型車	3096. 834
特大車	5061. 390

4(1)中クを削り、4中(3)を とし、(2)を とし、(1)の次に

#### 「(2) 割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、 ウ及びエの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

6を削り、5を6とし、4の次に

## 「5 基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

### (ア) 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

### (イ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

### (ウ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

### (エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

### (オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

」を加える。

6の次に

## 「7 実施期日

1 ア、2 (「なお、ただし書きにおいて、適用した料金の額が下表Bに掲げる額に満たない場合は、1回の通行につき1台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。」の部分並びに表A及び表Bに限る。)、3 (本文、表及び(注)イに限る。) 及び4 アに掲げる事項は、令和8年10月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

」を加える。

別添2及び別添3中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

議案第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起点	終点	重要な経過地
I 第429号線	67	86	4 00	さいたま市南区太田窪五丁目1613番16地先	さいたま市南区太田窪五丁目1609番8地先
J 第504号線	109	11	4 20	さいたま市緑区道祖土四丁目389番1地先	さいたま市緑区道祖土四丁目393番5地先
12970号線	317	14	19 00 ～ 19 01	さいたま市大宮区大成町一丁目1番7地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目446番地先
22621号線	380	05	6 82 ～ 7 21	さいたま市見沼区染谷二丁目46番1地先	さいたま市見沼区染谷二丁目135番地先
32979号線	73	90	4 00	さいたま市西区三橋六丁目1879番3地先	さいたま市西区三橋六丁目1876番5地先
32980号線	119	89	4 00	さいたま市西区大字指扇字下郷1839番4地先	さいたま市西区大字指扇字下郷1835番12地先
4512号線	40	98	4 50	さいたま市岩槻区府内二丁目41番8地先	さいたま市岩槻区府内二丁目41番6地先
6757号線	39	97	5 00	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下2321番地先	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下655番2地先

議案第73号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
20007号線 の一部	54 97	4 00 ～ 4 55	さいたま市大宮区桜木町二丁目904番地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目902番地先	
20010号線 の一部	49 95	2 42 ～ 3 37	さいたま市大宮区桜木町二丁目220番4地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目221番1地先	
22039号線	519 20	4 60 ～ 10 40	さいたま市見沼区染谷二丁目46番1地先	さいたま市見沼区加田屋二丁目64番地先	
30700号線	7 90	3 00	さいたま市北区奈良町90番3地先	さいたま市北区奈良町90番3地先	
30970号線	62 40	0 91	さいたま市西区宮前町659番1地先	さいたま市西区宮前町659番1地先	
2215号線 の一部	56 10	4 50 ～ 7 60	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原174番3地先	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原40番4地先	
2416号線	13 90	4 90	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番4地先	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番12地先	
2663号線	6 90	3 60	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番5地先	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番5地先	

凡 例

認 定 路 線

起点

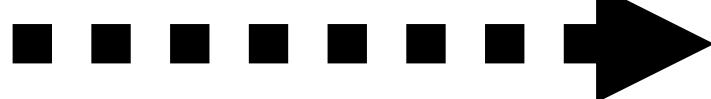
終点



廢 止 路 線

起点

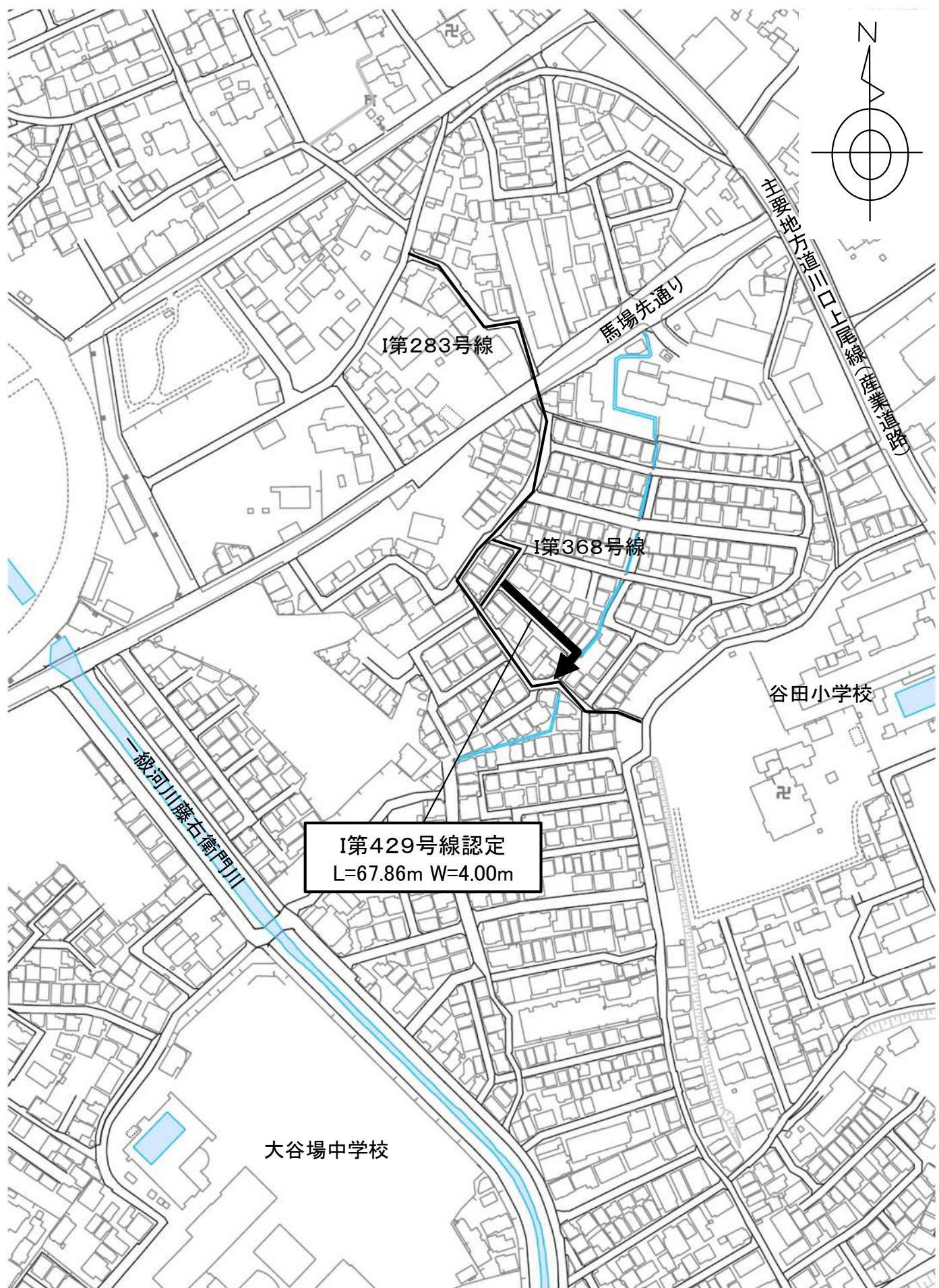
終点



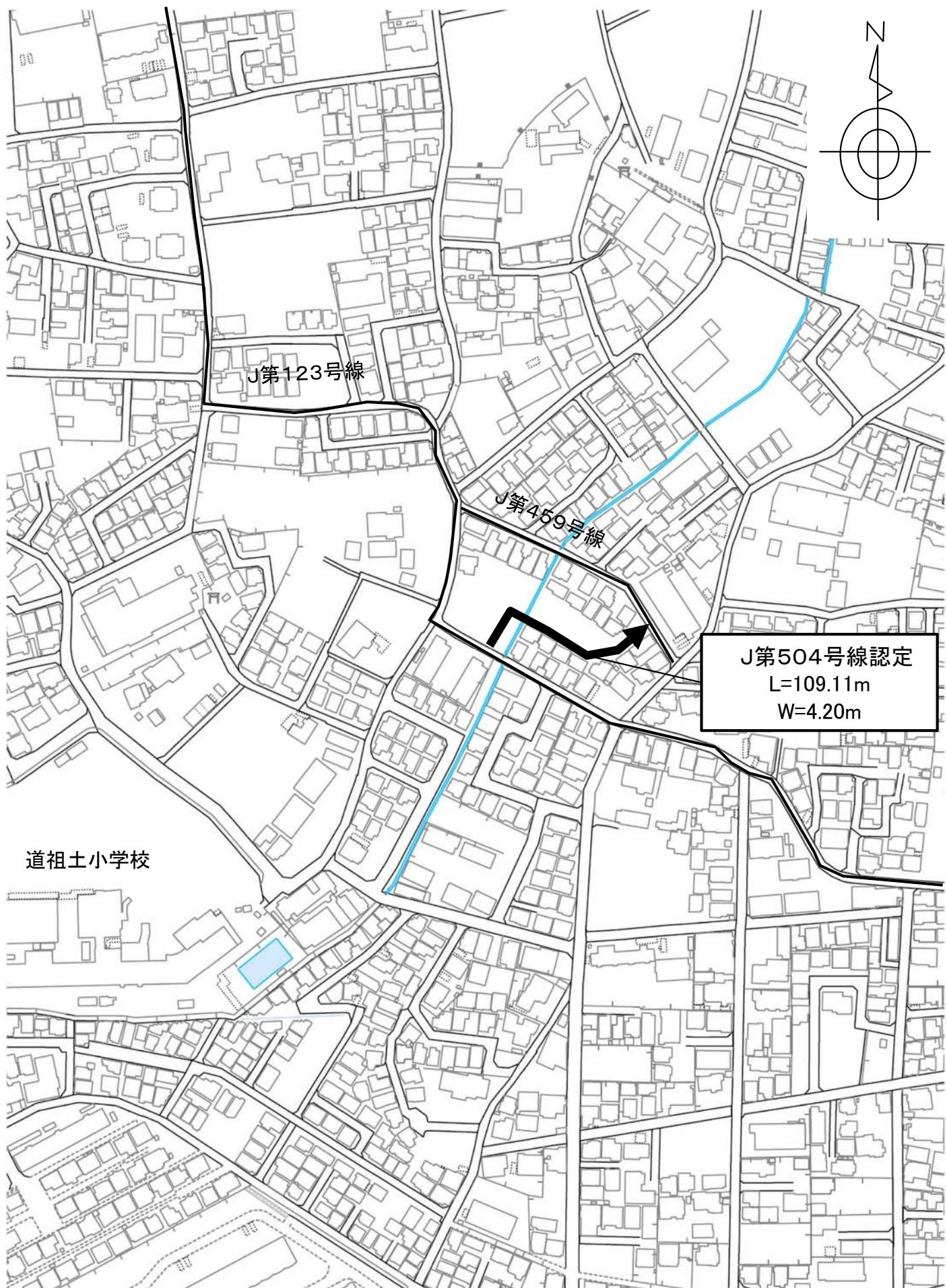
L = 延 長

W = 幅 員

# 参考案内図



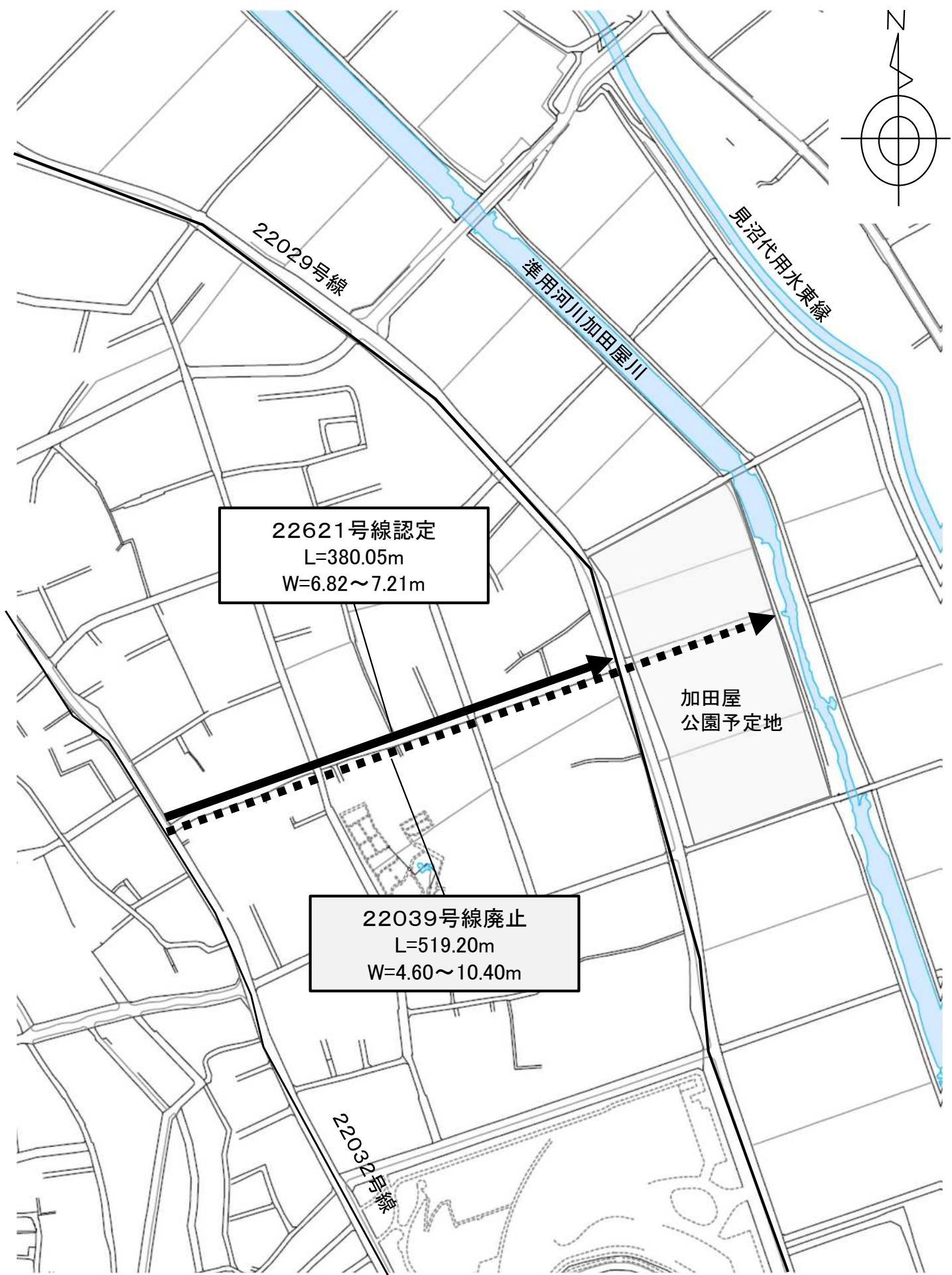
# 参考案内図



# 参考案内図



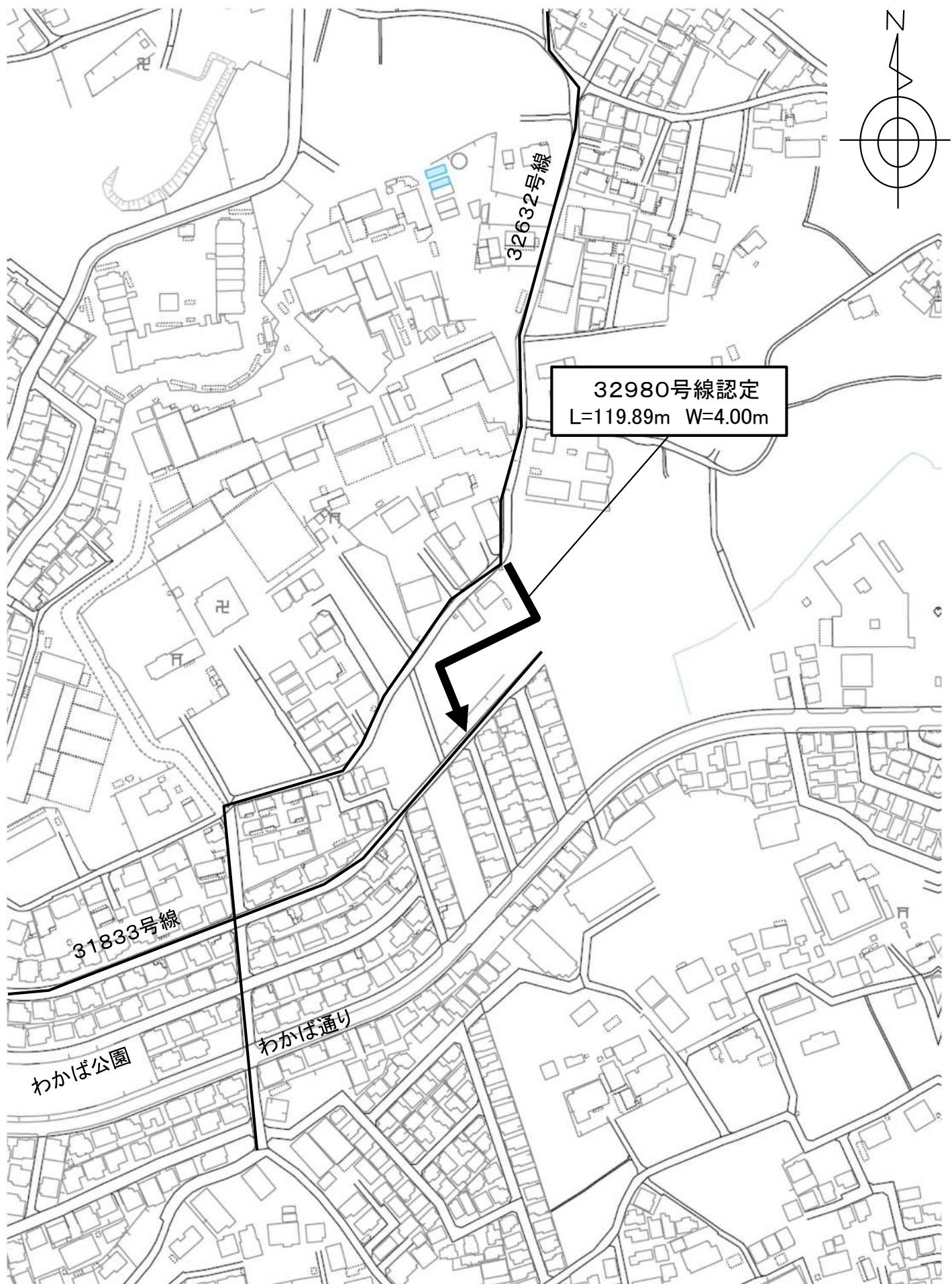
# 参考案内図



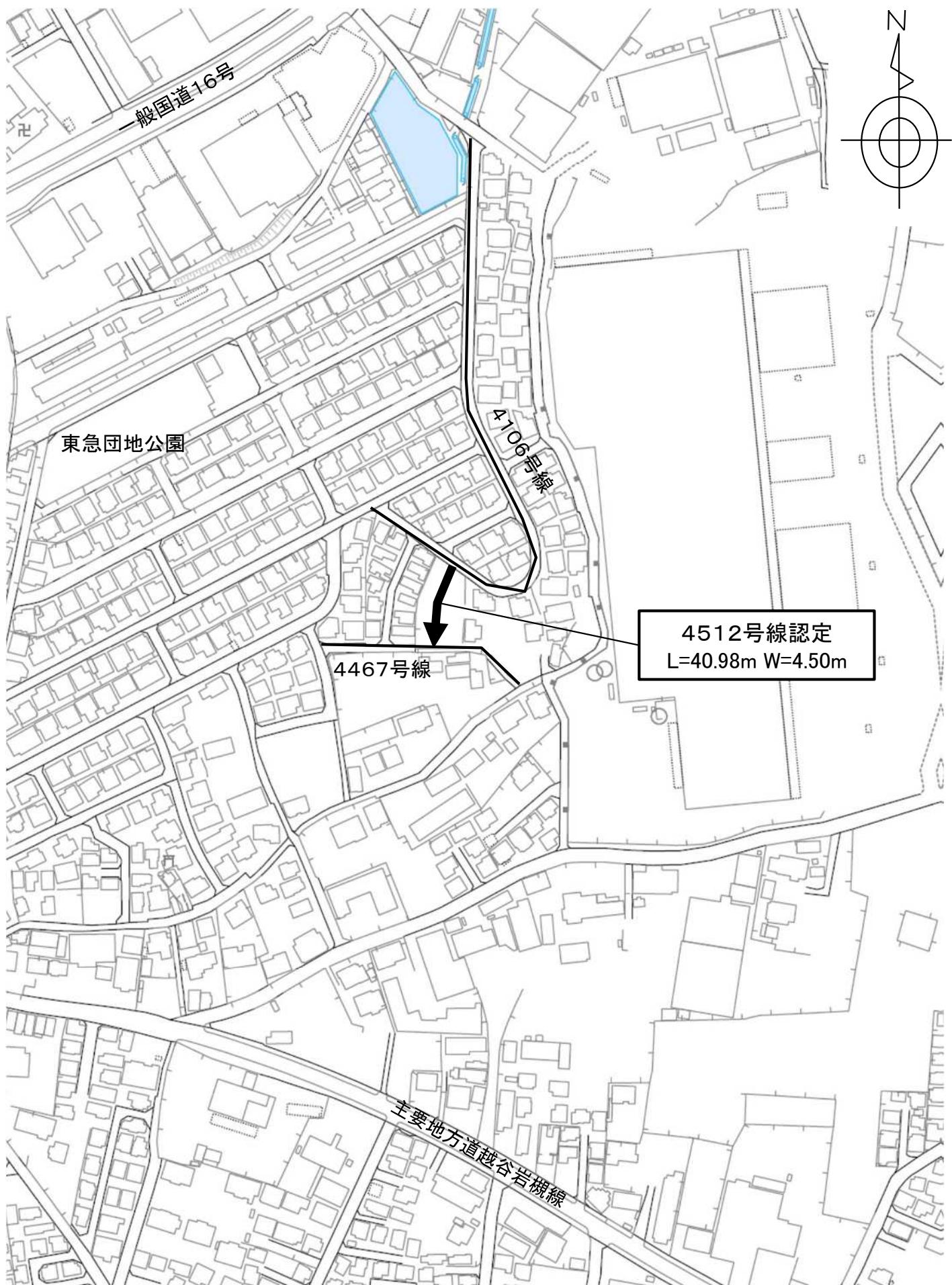
## 参考案内図



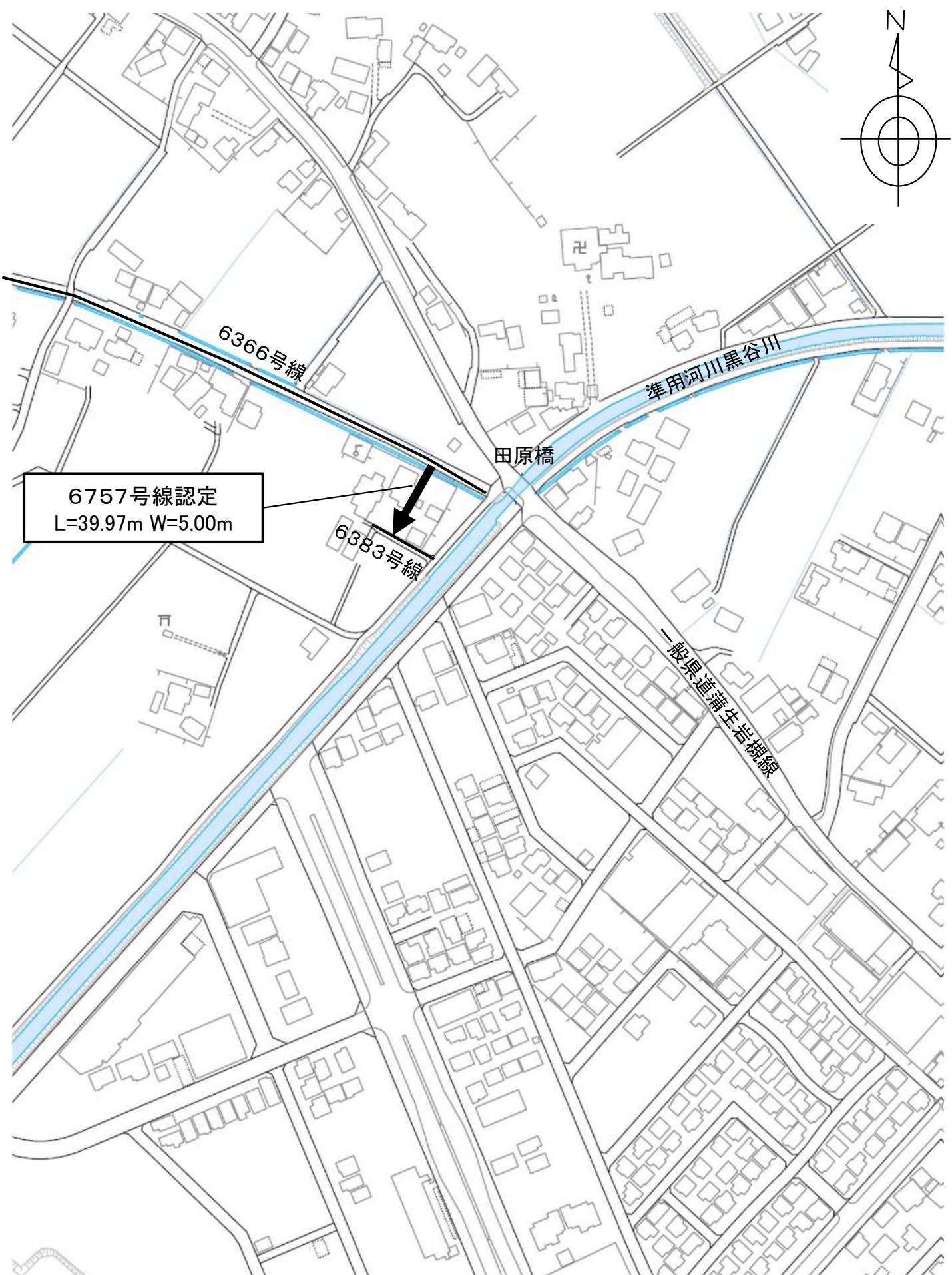
# 参考案内図



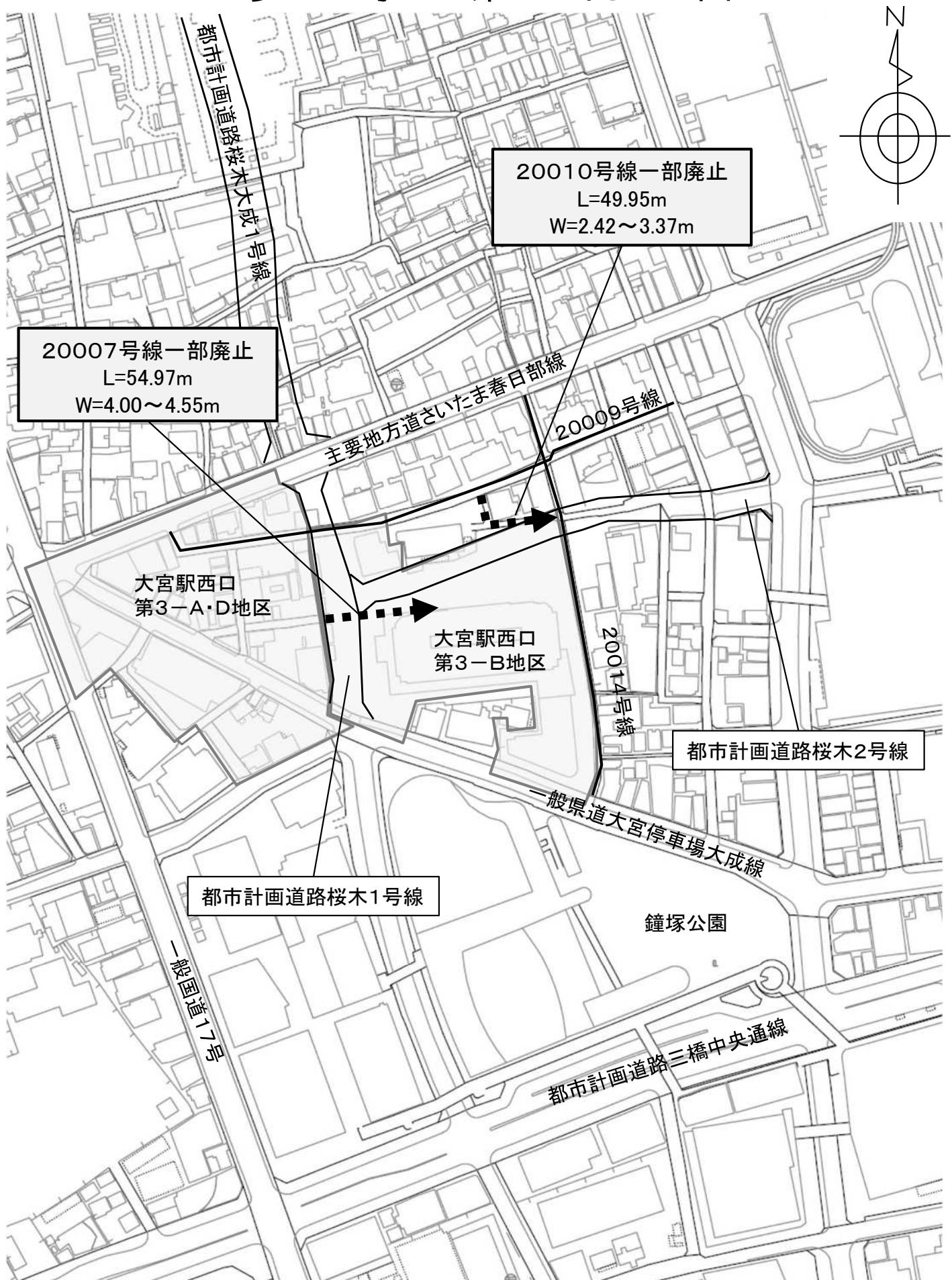
# 参考案内図



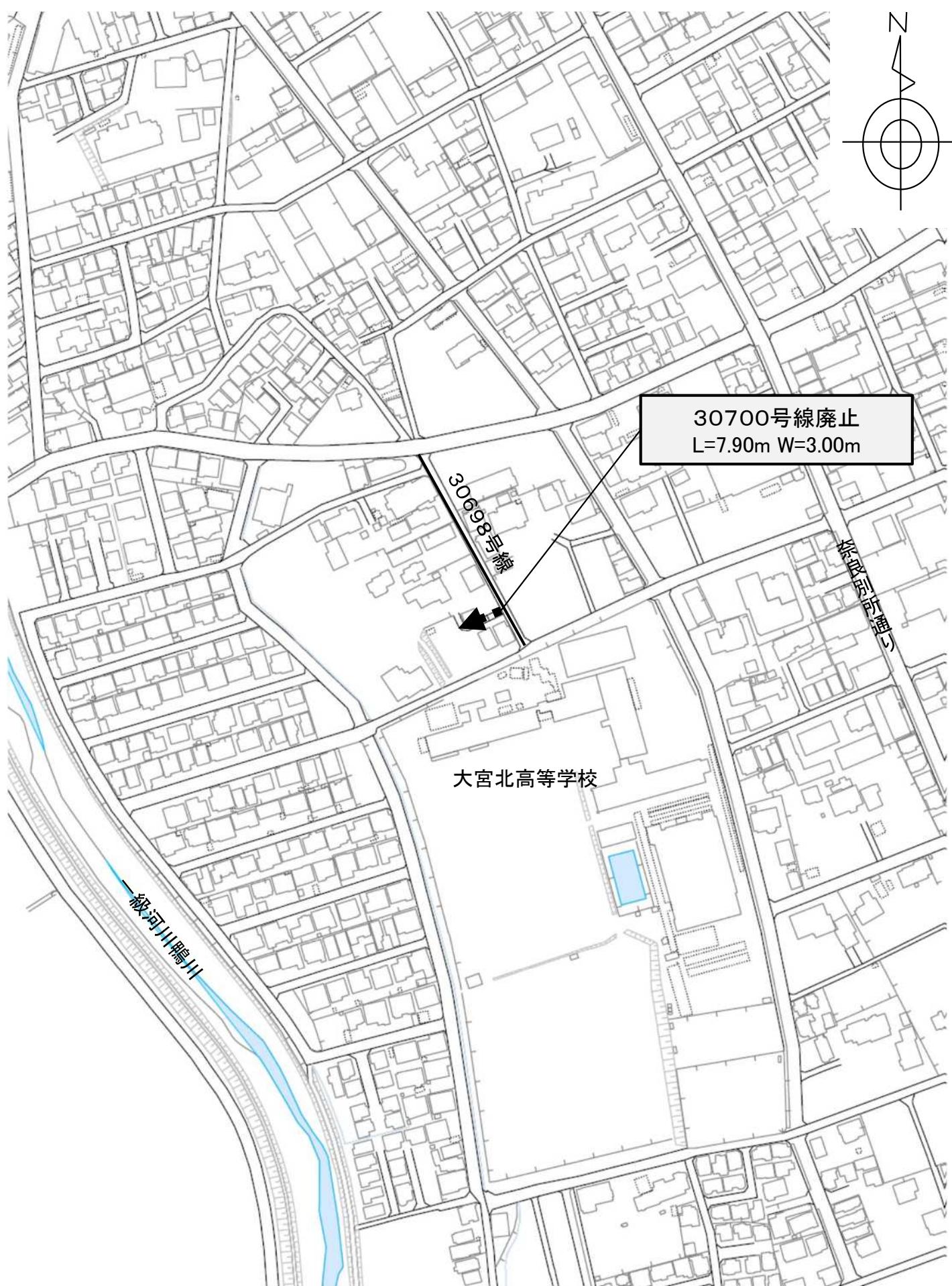
# 参考案内図



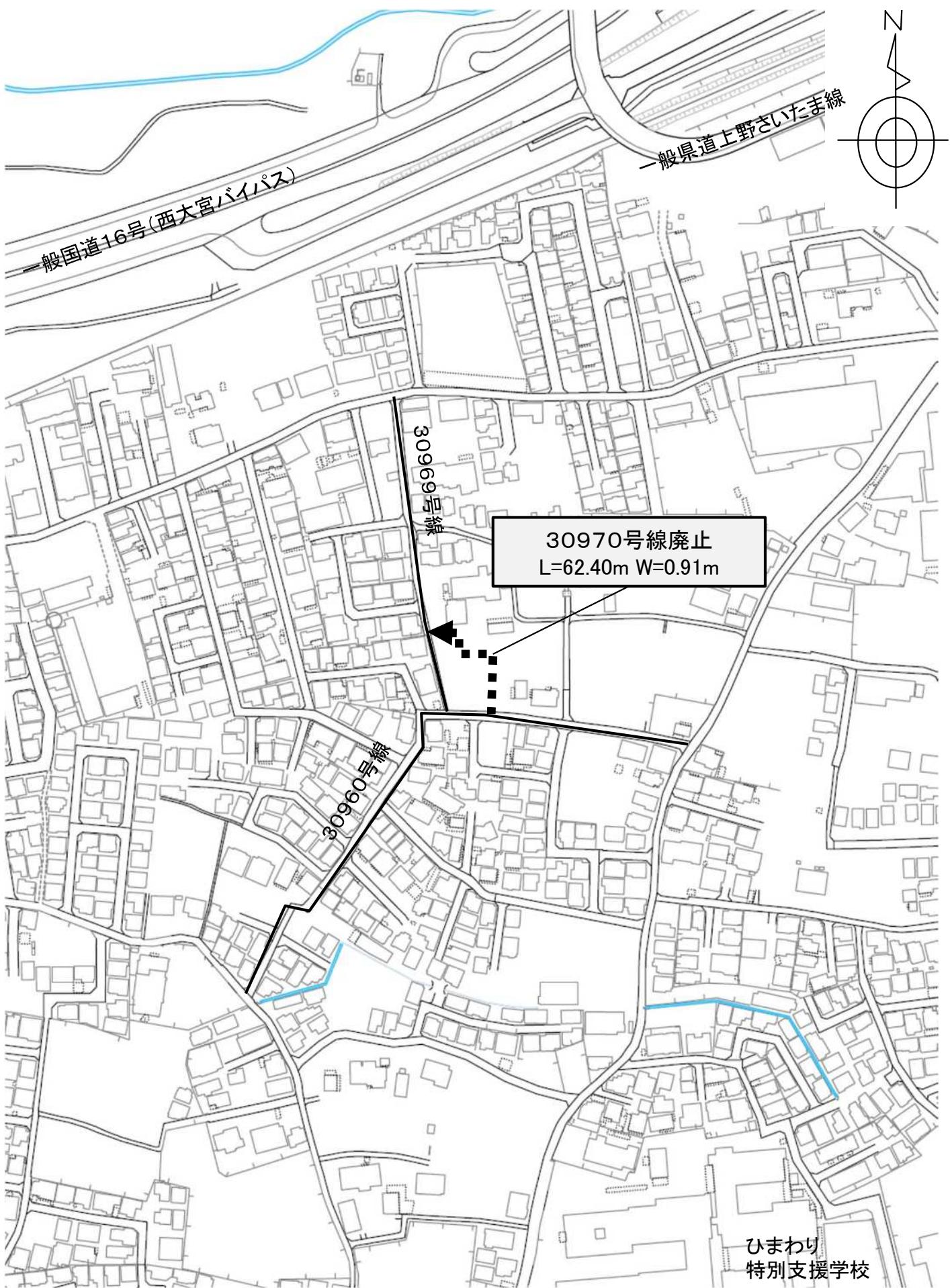
# 参考案内図



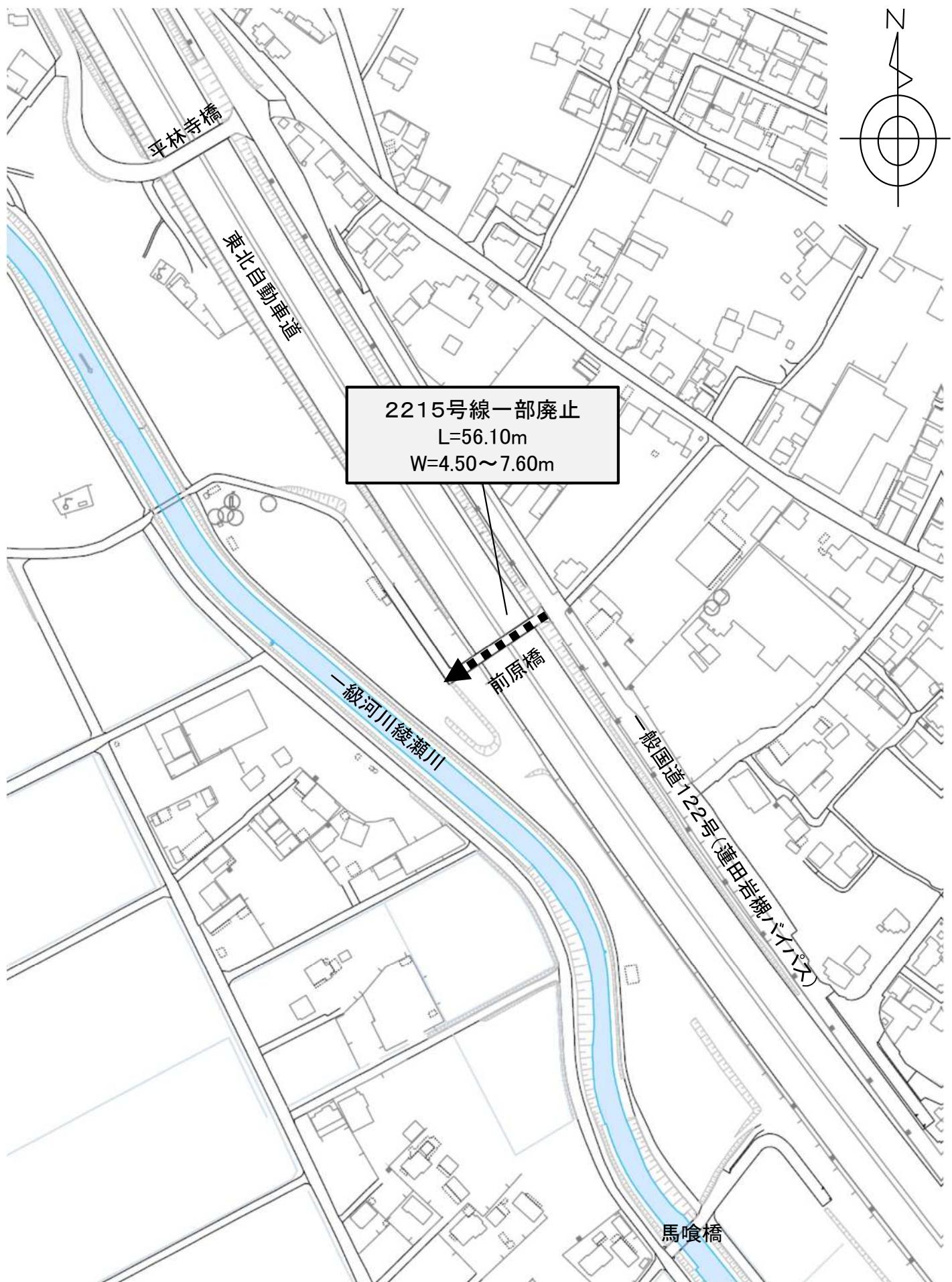
# 参考案内図



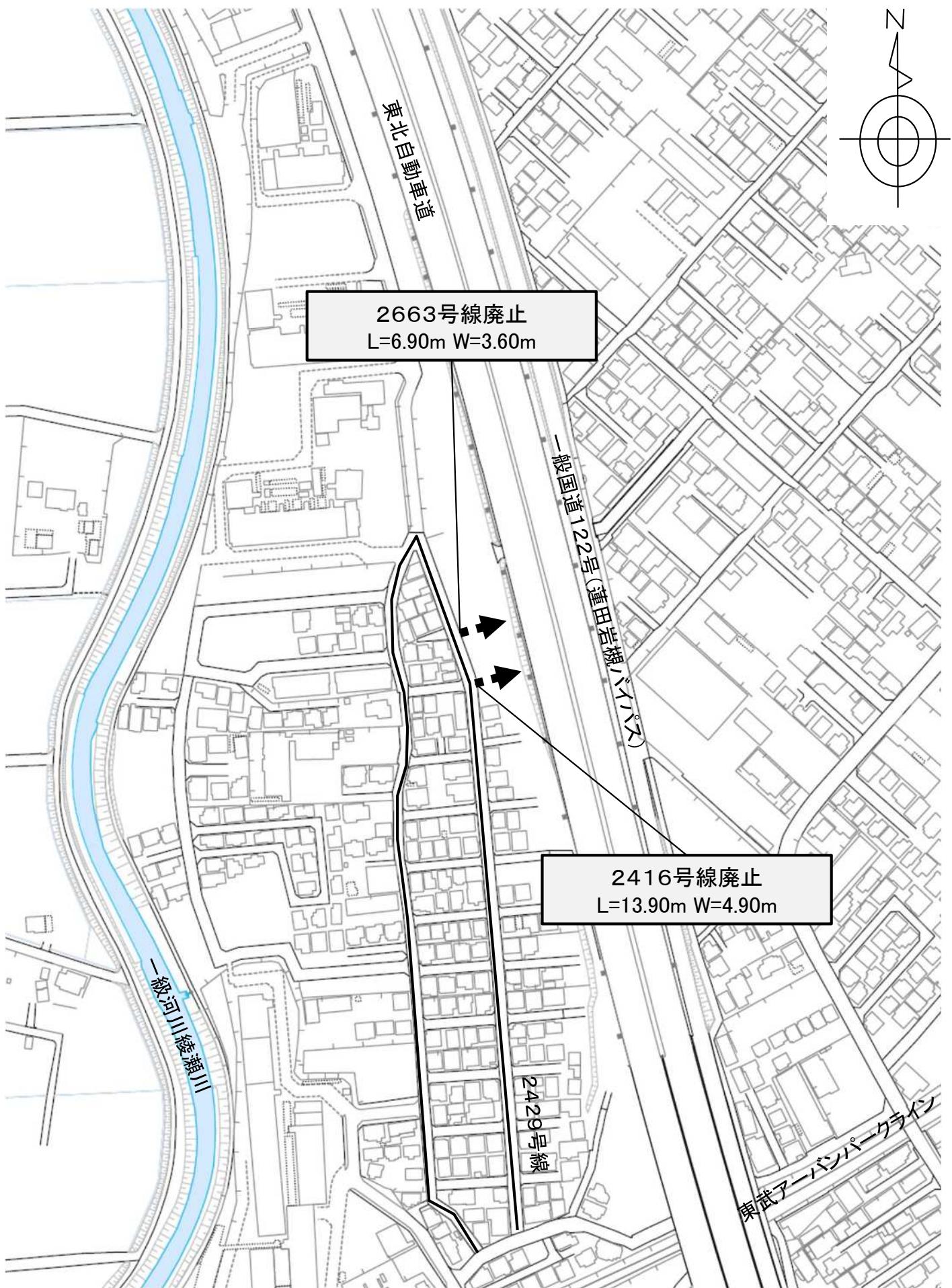
# 参考案内図



# 参考案内図



# 参考案内図



議案第74号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	柴 真理子	○○○○○○○○○○○○

議案第 75 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	新井山 靖	○○○○○○○○○○○

議案第 76 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○		
○○○○○○○○○○○	茂呂 敏宏	○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○		

議案第 77 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	小野 瞳男	○○○○○○○○○○○○

議案第78号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	武笠 正男	○○○○○○○○○○

議案第79号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	高橋 三枝子	○○○○○○○○○○

議案第80号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	浅子 幹夫	○○○○○○○○○○

議案第81号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	井原 勇司	○○○○○○○○○○○○

議案第82号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	榎本 浩樹	○○○○○○○○○○○○

議案第83号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○		
○○○○○○○○○○○○	大野 史織	○○○○○○○○○○○
○○○○○○		

議案第84号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	小川 忠男	○○○○○○○○○

議案第85号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	小泉 孝行	○○○○○○○○○○

議案第 86 号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	小林 勝一	○○○○○○○○○○

議案第87号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	清水 孝洋	○○○○○○○○○○

議案第88号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○	菅間 茂久	○○○○○○○○○○

議案第89号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	関根 光一	○○○○○○○○○○○

議案第90号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	長島 一博	○○○○○○○○○

議案第91号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	西澤 初男	○○○○○○○○○○

議案第92号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	横山 敏夫	○○○○○○○○○○

議案第93号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	新井 孝一	○○○○○○○○○○○○

議案第94号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	飯山 正樹	○○○○○○○○○○

議案第95号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	内田 逸啓	○○○○○○○○○○

議案第96号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○	小川 光雄	○○○○○○○○○○○○

議案第97号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○		
○○○○○○○○○○		
○○○○○○○○○○○○○○	川邊 貢	○○○○○○○○○○○○
○○○		

議案第98号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	木村 茂義	○○○○○○○○○○

議案第99号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	志水 榮一	○○○○○○○○○

議案第100号

農業委員会委員の任命について

さいたま市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	鈴木 憲行	○○○○○○○○○○

議案第101号

埼玉県公安委員会委員の推薦について

埼玉県公安委員会委員として下記の者を推薦したいので、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により同意を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	宗像 英明	○○○○○○○○○○